

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2981号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



全国町村長大会ひらく

も
く
じ

◆参議院の合区の早期解消に関する決議を採択＝927町村長の総意を結集……………(2)

- ・全国町村会長挨拶……………(4)
- ・来賓挨拶……………(6)
- ・町村への応援メッセージ……………(18)
- ・決議案提案理由説明……………(20)
- ・大会決議・特別決議……………(23)
- ・大会議長・大会司会者・記者会見……………(25)
- ・全国町村長大会来賓氏名……………(26)
- ・全国町村長大会要望……………(28)
- ・公明党・総務部会ヒアリングに更谷副会長が出席……………(46)
- ・地域農政未来塾 第2期生(平成29年度生)を募集……………(47)

活 動
情 報

参議院の合区の早期解消に 関する決議を採択

～ 927町村長の総意を結集～



全国町村会は、11月16日正午から東京・渋谷のNHKホールで全国町村長大会を開催した。大会には、全国927の町村長、都道府県町村会関係者及び来賓として安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、高市早苗総務大臣、山本幸三まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階俊博自由民主党幹事長、飯田徳昭全国町村議会議長会会長など約1,300名が出席した。

大会は棚野孝夫副会長（北海道白糠町長）の司会で進められ、はじめに藤原忠彦全国町村会会長（長野県川上村長）が挨拶に立ち、「安倍内閣が最重要課題に掲げている『一億総活躍社会の実現』のためには、社会保障の充実と地方創生を一層推進していく必要がある。町村長は、地方創生を日本創生につなげていくという強い覚悟を持って、全力でこの課題に取り組む。町村長相互の連携を強固にして、困難な課題に積極果敢に取り組んでいく」と参加者に訴えた。

この後来賓挨拶に移り、安倍内閣総理大臣が「我が国の未来は、町や村、地域が元気になって初めて拓かれていく。町村長の皆様はそれぞれの地域のリーダーとして先頭に立ち、遺憾なく力を発揮されることを期待するとともに、国が進める諸政策へのご理解、ご協力を改めてお願いする」と挨拶。引き続き、大島衆議院議長、伊達参議院議長、高市総務大臣、山本まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階自由民主党幹事長、飯田全国町村議会議長会会長がそれぞれ挨拶した。

ここで町村へのメッセージをいただくため、神野



直彦東京大学名誉教授が登壇、「町村の良さは、緑豊かな自然環境とコミュニティが息づいている人的環境にある。豊かな自然環境のもとでコミュニティを発展させていく、そのことによって行き詰まっている人間の歴史に希望の灯火を灯すこと、それが日本の町村の果たすべき使命である」と参集した町村長を激励した。

なお大会に出席した衆議院議員及び参議院議員は178名(代理を含む)であり、本人出席者を紹介した。

この後、大会議長に更谷慈福副会長(奈良県十津川村長)を選出し、議事に入った。議案については、大会運営委員会で決定した10項目の決議案を上程、政務調査会の各委員会委員長が提案理由を説明した。はじめに「一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の推進」など4項目を久野時男行政委員長(愛知県飛島村長)が、続いて「東日本大震災及び平成28年熊本地震からの復興の加速化と全国的な防災・減災対策の推進」など3項目を山崎親男財政委員長(岡山県鏡野町長)が、「農林漁業の振興による農山漁村の振興・活性化」など3項目を民部田幾夫経済農林委員長(岩手県岩手町長)が、それぞれ決議案の趣旨を説明し、原案どおり決定した。

次に参議院の合区の早期解消に関する特別決議案を一瀬政太副会長(長崎県波佐見町長)が上程し、満場一致で決定。さらに33項目の大会要望も一括採択された。

これらの決議、特別決議及び要望事項を実現するための実行運動方法については、地元選出国會議員及び政府要路に対して、適宜有効な方法で行うことを決定し、13時45分に閉会した。

大会終了後の記者会見で、藤原会長は「町村を取り巻く環境は依然として厳しいが、本日の大会で活力ある地域づくりに向けて一致協力して頑張っていくことを確認できた。今後とも町村相互の連携を強固にして、困難な課題に取り組んでいきたい」と述べ、報道関係者の理解と協力を求めた。

会長あいさつ

一般財源総額の確保を強く求める



全国町村会長 藤原 忠彦

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、安倍内閣総理大臣をはじめ、来賓各位には、政務ご多端の折にもかかわらず、まず、ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、全国の町村長の皆様方には、遠路ご

参集をいただき、心から感謝申し上げます。

今年4月、熊本地震が発生し、多くの尊い人命と日々の平穏な暮らしが奪われました。私自身、発災直後に、被災地を訪れ、被災地の町村長の皆様方にご参集いただき、復旧・復興に関する課題等について、お話を直接伺って参りました。

また、8月から9月にかけて、台風10号に伴う大雨が、北海道や東北地方を中心に多大な被害をもたらし、さらに10月には、鳥取県中部地震も発生したところであります。

改めて、これらの災害により、お亡くなりになられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈りするとともに、被災された方々、被災された町村にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。

また、東日本大震災から5年8ヶ月が経過いたしました。

私は、7月から8月にかけて被災3県を訪れ、復興の状況を視察させていただきましたが、政府ならびに地方団体の皆様方の懸命なご努力により、復興は力強く着実に進んでおります。しかしながら、一方で、未だ多くの方々が避難を余儀なくされているほか、原発事故の影響を受けた地域ではようやく復旧の緒についたばかりであるなど、依然として厳

しい状況にあります。

また、「平成28年熊本地震」に関しましては、国の迅速な対応をいただき、各種交付金や復興基金の創設などの確な措置を講じていただきました。住民生活の再建も徐々に進んでおりますが、被災地再建に直結する交通インフラ等の復旧も急がなければなりません。

今後、これら被災地の復興の一層の加速化が必要であり、そのため、われわれ町村長は、引き続き職員派遣など人的支援をはじめ、復興に取り組む町村を、物心両面にわたり全力で支援して参ります。

同時に、政府に対しまして、今後とも万全の財政支援措置等を講じるよう要請するとともに、起こりうる大規模災害に対応するため防災・減災対策の強化を求めて参ります。

さて、安倍内閣におかれましては、「一億総活躍社会の実現」を内政の重要課題に掲げ、政府を挙げて取り組んでおられます。一億総活躍社会の実現のためには、子育て、医療・介護等の社会保障の充実や地方創生を一層推進していく必要があります。

私ども町村長といたしましても、地方創生を日本創生に繋げていくという強い覚悟を持って、政府と十分連携し、全力でこの課題に取り組んで参る所存であります。

町村が、社会保障の充実や地方創生の取組を更に進めていくためには、継続して安定した財源の確保が不可欠であります。そのためには、何よりも地方交付税等の自主財源の安定確保が重要であります。

町村においては、これまで、徹底した行財政改革に取り組みながら、集落を維持し、住民の暮らしを充実させるため懸命の努力をして参りました。しかし町村は、条件不利地域を多く抱え、財源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされており、地方交付税はまさに町村の生命線ともいふべき重要な財源であります。

来年度の地方財政対策に向けて、あたかも地方に財政余力があるかのように、地方交付税を抑制しようとする議論がありますが、到底認められるものではありません。

政府には、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充、「歳出特別枠」の堅持等を通じ、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保されるよう、強く求めていく所存であります。

また、地方創生推進交付金についても、大幅な要件緩和と拡充を求めて参ります。

税制改正においても地方の貴重な税財源をしっかりと確保していかなければなりません。特に、「JLF場利用税」の堅持、町村の森林・林業施策の推進のための「全国森林環境税の早期導入」を、強く求めて参ります。高い品質を誇る我が国の農林水産物が、国内外で競争力を持つことはもとより重要であります。

一方で、農山漁村に人々が暮らし続けることによつて国土や景観、文化や風土などが維持されていることを忘れてはなりません。

日本が真に豊かな国であり続けるためには、農林漁業と農山漁村がともに繁栄する姿

を維持することが極めて重要であります。

農山漁村は、様々な可能性を有しており、農村価値の創生を通じて、近年見られる田園回帰の動きを加速させ、都市と農山漁村が共生する社会を創造することは、人口減少時代に突入した我が国が、活力を維持するためにも重要であります。

最後に、参議院の合区の早期解消について申し上げます。

合区については、地域が抱えている課題など様々な情報が国会に届かない恐れがあるなど多くの懸念があったところではありますが、実際に行われた選挙でも、改めて、多くの問題点が明らかとなりました。合区は地方創生にも大きく逆行するものであり、早急に解消すべきであります。

このため、本日は、「特別決議」をご審議いただき、私どもの決意を示すこととしております。

以上、当面する町村を巡る政策課題について申し述べましたが、町村を取り巻く環境は依然として極めて厳しいものがあります。

全国町村会といたしましても、政務調査会を中心に活発な議論を行い、全力を挙げて活動しておりますが、今後とも、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいくことではありませんか。

本大会が所期の成果を収めることができましよう、ご参集の皆様方の格別のご協力をお願いして、私のご挨拶といたします。

来賓あいさつ

町村の活力が我が国の未来を拓く^{ひら}

内閣総理大臣 安倍 晋三

全国町村長大会が、本日、盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

町村長の皆様には、日頃から地方自治の最前線で、地域社会の発展や住民福祉の向上に御尽力されていることに、心から敬意を表します。

私は、この会場に入ってまいりますと、ふるさとに帰ってきたような、そんな思いになりました。なぜならば、まずは御配慮をいただき、私の地元・山口県が真正面に座っていただいております、大変いい気持ちになっております。

私の地元もかつて大津郡油谷町といわれた美しい棚田が日本海にずっと広がっていていく小さなきれいな町でありました。私はその皆さんの力で国会に送っていただいたわけであります。私はそのことを一日たりとも忘れたことはありません。地域の活力あって、まさに町村の活力あって、日本がある。その思いで、これからも総理大臣として国政に取り組んでいきたいと、こう思っている次第でございます。

本年は様々な災害が日本を襲いました。まず、熊本地震をはじめ、台風による記録的な豪雨が相次ぐなど、全国各地で次々と重大な災害が発生しました。改めて、お亡くなりになった方々に哀悼の意を表し、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

被災地の復旧・復興に全力を尽くすとともに、災害防止の観点から、国土強靱



化を着実に進めてまいります。

10月11日には、地方創生の推進など、「未来への投資を実現する経済対策」を盛り込んだ第二次補正予算が成立いたしました。地方に眠る可能性を最大限に開花させるためにも、一億総活躍の未来を見据えて、子育て支援、介護の拡充を力強く進めてまいります。

我が国は、町村の皆様が守り育ててこられた、豊かな自然、固有の歴史や文化、地域の特色ある高品質な農林水産物などの魅力にあふれています。地方創生は、このような地方の持つ魅力を最大限生かし、若者を引き付ける個性豊かな地方をつくり上げていく挑戦であります。本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、情報面、人材面、財政面から積極的に支援してまいります。

「我が国の未来は、町や村、地域が元気になってこそ、初めて拓かれていく」、これが私の確信であります。

町村長の皆様におかれましては、地域の皆様の多様な意見をくみ取りながら、それぞれの地域のリーダーとして先頭に立ち、遺憾なく、その力を発揮されますことに、ご期待申し上げるとともに、国が進める諸政策へのご理解、ご協力を改めてお願い申し上げます。

結びに、全国町村会のみますますのご発展と、本日ご列席の皆様の一層のご活躍を祈念いたしまして、全国町村長大会開催に際してのご挨拶とさせていただきます。

来賓あいさつ

地方創生の実現に向け 地域活性化の後押しに取り組む



衆議院議長 おおしま 大島 ただもり 理森

本日、全国町村長大会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

我が国において、多くの町村は農山漁村地域に所在し、国土の保全や自然環境の保護、地域文化の継承などの重要な役割を担ってまいります。他方、地方の過疎化や少子高齢化に伴う人口減少が進む中、財政基盤に不安を抱えている自治体も少なくありません。こうした状況の中で、住民に最も身近な自治体である町村の代表者として、福祉や医療、教育、環境などの様々な分野における、多種多様な住民のニーズに対応していくためには、大変なご苦労があると存じます。地域社会の発展や住民の暮らしの充実に向けて、日々ご尽力いただいている町村長の皆様方に、改めて敬意を表します。

先の通常国会では、「まち・ひと・しごと創生交付金」の交付等を定めた改正地域再生法や、地方公共団体への事務・権限の移譲を進める第六次地方分権一括法が成立しました。地方創生に向けた取組が進められる中で、各町村においては、それぞれの地域の特色を生かした魅力ある町づくり、村づくりが行われることが期待されております。衆議院といたしましても、関係委員会を中心に議論を深め、地方行政の最前線でご努力いただいている町村長をはじめとする皆様方とともに、地方の活性化を後押しすべく、取り組んでまいります。

結びに、本大会のご成功とご列席の皆様方の一層のご活躍をお祈りして、ご挨拶といたします。

来賓あいさつ

活力ある社会のために 国・地方は車の両輪となって前進



参議院議長 伊達 忠一

「ご挨拶に先立ち、本年四月の熊本地震をはじめ、相次ぐ自然災害により犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。被災地の復旧・復興に昼夜の区別なく取り組んでおられる関係各位に深く敬意と感謝の意を表します。」

本日ここに、全国町村長大会が開催されるにあたり、参議院を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

日頃、町村行政の重責を担っておられる皆様方が、地方自治を取り巻く諸問題について議論を深め、総意を結集されますことは、時局に臨んで大変意義深いものと存じます。

少子高齢化の進展や経済のグローバル化が唱えられて久しく、各自治体においても課題の解決に向けた地道な取組が続いております。近年、地方分権改革、また、地方創生の環境整備が着実に進められる中で、魅力ある地域づくりに積極的に取り組んでおられる町村がございますことは誠に心強い思いがいたしております。将来に向けて活力ある社会を維持していくためにも、国と地方は車の両輪となって共に前進してまいりたいと存じます。

結びに、本日の大会が、実り多いものとなりますようご祈念申し上げますとともに、全国町村会の更なるご発展とご列席の皆様方の一層のご健勝、ご活躍を心よりお祈りいたしまして、私のお祝いの言葉といたします。

来賓あいさつ

交付税総額の確保に最大限の努力を

総務大臣 たかいち 高市 さなえ 早苗

全国町村長大会が、本日こうして盛大に開催されましたことを、お祝い申し上げます。ご配慮いただきまして、中央前から6番目、奈良県の町村長の姿もお見えになります。皆様方には平素より地方自治の進展のために強いリーダーシップを持ってご活躍をいただいております。心より敬意を表し、感謝申し上げます。

本年は、熊本地震や鳥取県中部を震源とする地震、さらには台風による記録的な豪雨が相次ぐなど、全国各地で甚大な被害が発生しました。改めて、お亡くなりになりました皆様に心より哀悼の意を表し、そしてまた、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

全国町村会からも人的支援など、それぞれ厳しい中で大変なご協力をいただきましたことにも感謝申し上げます。

この熊本地震からの復興に向けては、復興基金の創設を支援するなど、手厚い財政措置を講じてまいります。そして、台風10号の被害につきましても、被災自治体の財政運営に支障が生じることのないよう取組を進めてまいります。

そして消防防災につきましても、一般の災害の教訓を踏まえまして、将来発生が危惧される大規模災害に備え、市町村の避難勧告の発令体制などの再点検を進めていただきますとともに、女性や若者をはじめとした消防団の加入促進を進めてまいります。

ので、ぜひともご協力をお願い申し上げます。

地域住民の皆様には、地域に雇用を増やしていただくためには、地域に雇用を増やしていくことが何よりも重要でございます。このため、先般成立した第二次補正予算に新たに盛り込みました地方へのヒトと情報の大きな流れを創出していく「チャレンジ・ふるさとワーク」などの施策を進めてまいります。

また、「ローカル1万プロジェクト」や「ふるさとテレワーク」などの推進に引き続き力を入れるなど、総務省のあらゆる政策資源を総動員してローカルアベノミクスを推進してまいりますので、町村長の皆様方におかれましては、これらの施策を是非ともご活用いただきたいと存じます。

地方財政につきまして、昨日の衆議院総務委員会でも財務省と私の壮烈なバトルがございました。近年は前年度決算の税収増など翌年度への繰越金等を活用することによりまして、出口ベースの交付税総額の確保と臨時財政対策債の発行抑制を図ってまいりました。しかしながら、平成29年度におきましては、現時点ではこのような繰越金が見込めないことから、大変厳しい状況が予想されます。

年末の地方財政対策におきましては、地方団体が地方創生の推進などに取り組むために必要な一般財源総額をしっかりと確保

するとともに、特に地方交付税総額が確実に確保されるよう、最大限の努力を重ねてまいります。

先ほどの安倍総理のスピーチを聞いておりますと、財務大臣よりも総務大臣に味方をして応援してくださるかなと期待をいたしました。何よりも皆様方のご支援、声を上げていただくことが重要でございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

税制改正につきましては、強いご要望をいただいておりますが、固定資産税の償却資産課税の堅持、そしてゴルフ場利用税の堅持等、今年是与党税調においても非常に厳しい議論となることが想定されます。総務省といたしましても、町村の貴重な財源を確保してまいりたいと思っております。これも皆様方からの力強いご支援なくしては地方税の充実確保はございませんので、引き続き、お力添えをお願い申し上げます。

それから大変ご苦勞をお掛けいたしましたマイナンバーカードにつきましても、おかげさまで交付状況が徐々に正常化してまいりました。これまで控えておりました国民の皆様への広報についても今後力を入れてまいります。その際、多くの国民の皆様が利便性を実感していただくということが何よりも重要でございます。私からカードの利便性向上に向けたプロジェクトチームの立ち上げを指示いたし

まして、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスや住民票、戸籍など証明書のコンビニ交付、これを全国展開するためのアクションプランを年末までに取りまとめることとしております。

またマイナンバーカード1枚で全国の公共施設や商店街などの利用を可能とするマイティプラットフォームを構築します。併せて、民間事業者のポイントを地域経済応援ポイントとして、地域の商店街などで活用出来る仕組みを構築してまいります。

地方再生なくして日本の再生はございません。美しい景観、そして豊かな伝統文化、変化に富んだ地域性を有する町村は、日本の財産でございます。町村の活力をしっかりと守っていくということは、ひいては都市の生活産業の基盤、基礎にもなります。

町村の活力を守っていくためには、町村のことを何よりもよくご存じの皆様方の力が不可欠でございます。総務省職員一同、町村長の皆様方と十分な意思疎通を図りながら、精一杯取り組んでまいりますので、今後ともご指導と力強いご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに全国町村会の益々のご発展とご臨席の町村長の皆様方のご健康と益々のご活躍をお祈り申し上げます。本日のお招きの御礼の気持ちを込めてのご挨拶といたします。

来賓あいさつ

情報・人材・財政で 地方創生を積極的に支援



まち・ひと・しごと
創生担当大臣 やまもと 山本 こうぞう 幸三

皆様方には平素より地方創生の推進にご尽力賜っておりまして、心から御礼申し上げます。

地方創生は3年目を迎えていよいよ本格的な展開の段階に入っております。私は大臣就任以来、地方創生をわかりやすく、地方創生とは、地方の平均所得を上げることだと定義して、推進してまいりました。同時に、地方創生を実現するために最も大事なことは地方自治体の住民が自助の精神を持って取り組むことであると強調してまいりました。

今、毎週末のように各地を回って地方の熱心な取組事例を見ております。例えば、全国町村会長の地元である長野県川上村では、高原野菜の過酷な作物生育条件を逆手に取り、高原野菜に特化した結果、稼げる農業を実現した事例がございます。また、徳島県神山町では、NPO法人と連携し、首都圏のICT企業等のサテライトオフィスの誘致に成功し、地方への人材還元を実現した事例もございます。

こうした事例は、自らの手で地域を興えようとする自助の精神に満ち、また、地域の平均所得を押し上げる取組だと考えております。国としては、引き続き、こうした取組を進める熱意のある地方に対して、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版3本の矢で積極的に支援してまいりたいと考えております。

まず、情報面の支援では、客観的なデー

々に基づく選択の推進が重要だと考えており、地域経済に関わる様々なビッグデータを見える様にした地域経済分析システムREASASを提供しております。町村長の皆様におかれましても、是非、REASASの内容をよくご理解いただき、先頭に立って政策の立案にご活用いただきたいと考えている次第でございます。国もREASASの利用に対する支援を引き続き実施してまいります。

人材支援については、地方創生人材支援制度として、国家公務員や民間人材等を現在123の市町村に派遣しております。また、地方創生力レッツでは、eラーニングにより全国どこでも必要な人材の育成が行える仕組みを構築することで、5年間で500人の人材を輩出する予定としております。プロフェッショナル人材事業では、全国46道府県に拠点を設置し、都市圏の多様なプロ人材と地域の企業との間で約400件のマッチングを行っております。

財政面の支援では、平成28年の当初予算で、地方創生推進交付金により地方の自主的、主体的なソフト事業を中心に支援し、また、平成28年の第二次補正予算として、地方創生拠点整備交付金により未来の投資に繋がる施設整備を重点的に支援することとしております。これらの交付金については、地方の皆様のご意見も伺いつつ、使い勝手のよいものにしてまいりますので、積極的にご活用いただきたいと思いますと考えております。

ます。

また、税制上の取組については、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を創設し、地方創生に対する企業の寄付という形で民間資金を呼び込む取組などを積極的に進めております。

その他、主な政策メニューとして、政府関係機関の地方移転や地方拠点強化税制、生涯活躍のまち、地方創生インターンシップ、働き方改革、小さな拠点等の地方創生を進化させる取組を多岐にわたり進めてまいります。

国家戦略特区については、来年度末までの2年間で集中改革強化期間として、外国人材の受け入れ促進等の規制改革に取り組み、特区の成果については、必要なものから全国展開を進めてまいります。また、地方分権改革については、地方からの分権提案を最大限実現出来るよう、年末の対応方針の決定に向け、取り組んでまいります。

現在、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に向けて、遊休資産等の活用、東京一極集中の是正施策等、各種施策の充実に検討しているところであります。

皆様からのご意見を伺いながら地方創生を一層推進してまいりたいと思っておりますので、町村長の皆様におかれても、引き続き産官学金労言を巻き込みつつ、事業を進めていただきますようお願い申し上げます。最後に、全国町村会にご参加の皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。



来賓あいさつ

ヒトとモノの流れを拡大し 地方の活性化を目指す



自由民主党幹事長 にかい 二階 としひろ 俊博

自由民主党に対しまして、日頃から大変なご支援をいただいております。全国町村会の皆様のお力が最も大きなお力として、我々を支えていただいております。

本年7月の参議院選挙では、与党で目標を上回る70議席を頂戴することが出来ました。これはひとえに私共を一貫してお支えいただいている町村長の皆様のご支援の賜物であり、党を代表してここに改めて厚く御礼を申し上げます。

政治の原点は地方にあることは言うまでもありません。あの苦しい野党の時代、私は今でも党本部で機会あるごとに「あの野党の時代を思い起こそうではないか」と述べています。野党の時代には、人は訪ねて来て下さらないのです。「ようし今に見ておれ」という状況であったわけです。これは、自民党が選挙に負けたからです。我々はそのことを、いつの時も噛み締めておかななくてはなりません。

私共の政治の原点は、地方にあることは言うまでもありません。あの野党の時代を乗り越えて、今日の安倍内閣が安定した政策を進めることが出来るのも、皆様のお陰であります。従ってその論からすれば、町村長の皆様のご要望、ご要請を一番先に聞き届けて実行に移さなくてはならない訳であります。

安倍内閣の最重要課題である地方創生で



は、皆さんに主役となっていたいただき、魅力あるまちづくりにご尽力いただいております。私は、先般の衆議院本会議の代表質問におきましても、地方創生について、国土の均衡ある発展の観点から、政府にしっかりと取り組むよう強く申し上げたところであります。

大都市と地方、地方と地方を結ぶ「ヒト」

や「モノ」の流れを拡大し、地方が活性化し、新たに創出するインフラの整備等は政治にとって最も大事な仕事であり、経済効果はとてつもなく大きなものとなります。ここにおられる町村長の皆様のお力を最大限お借りして、共に頑張っていきたいと思っております。

昨日、我が国において、地震や台風など大規模な自然災害が頻発しており、過疎化や少子高齢化が進む町村が、こうした大災害によって、更に大きく損なわれることのないように、あらゆる自然災害から、私たちのふるさとを守るための国土強靱化についても、今後も一層力を入れて取り組んでまいります。

私共は今朝ほど、自民党の本部門に徳島県の皆様をお招きして、地方の産品を販売するという大会をやりました。徳島県の知事をはじめ、皆さんが頑張つて、阿波踊りも披露していただくなど、党本部前は一瞬、徳島県へと変わった様な状況でありました。

地域の皆様が東京に出てきて、必ずしも東京でなくても良いのですが、地方の産品や農家の皆様や、漁家の皆様が一生懸命頑張つてこられた産品を販売する、そして一人でも

多くの方に地域の産物の良さを感じていただく。ありがたいことに今日の徳島の産物は、大体完売させていただきました。この催しは、すでに10回位やっているのですが、いつも完売であります。それはやはり、売る方の気合いも大事です。

それぞれの町村には、いろいろな産物があり、仕事の成果があがっておられると思います。そういった、町村の産物や成果を各都道府県町村会長さんのもとで整理していただいて、積極的に販売、発信していただければと思います。

その中には必ず地方発展のヒントが隠れているはずです。そういうものもお互いにとんどん進めて、□だけで言う地方創生ではなくて、本気でやるということをみんなで示していこうではありませんか。

このことをお伝えするとともに、自由民主党は皆さんのお陰で政権を担当させていただいている訳ですから、その重みを十分噛み締めて、期待に応えられるように頑張らなくてはならないと思っております。

どうか町村長の皆さん、日頃のご支援に心から感謝を申し上げます、改めて皆さんと手をつないで、これからの日本の政治を誤りなきよう努めて参りたいと思っております。お力添えを心からお願ひし、皆様方のご健勝とご発展をご祈念申し上げます、ご挨拶いたします。

来賓あいさつ

結束を強固にして 町村の諸課題の解決に邁進



全国町村議会議長会会長 ^{い い だ} 飯田 ^{の り あ き} 徳昭

本日、ここに、全国町村長大会がかくも盛大に開催されるにあたり、全国927の町村議会議長を代表いたしまして一言お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、町村長の皆様には、日頃から、町村行政の中枢にあつて、住民福祉の向上と地域の発展のため、日夜、献身的なご努力と情熱を傾けておられることに心から敬意を表しますとともに、本会の活動に対し格別のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

自然豊かな故郷を守り、食料や水を供給して国民生活を支えてきた全国津々浦々の町村がこれからも引き続き住民に身近なコミュニティとして歩み続けることができるよう、国に対し、地方の意見に十分に耳を傾け、都市と農山漁村が共生しうる社会構築のための施策推進を要請して参りたいと存じます。

我々町村議会も、自らの政策立案能力を高め、町村長の皆様と一致団結して、この国家的課題に取り組む覚悟であります。

次に、大規模災害対策の確立について申し上げます。発生から5年8か月が経過した東日本大震災につきましては、国の特例的な財政支援のもと、被災市町村の不断の努力と全国の自治体の連携により、着実に復興の歩みを重ねてはおりますが、人手不足や資材高騰などにより復興事業に遅れが生じている地域や原子力発電所事故の影響



により、今もなお多数の避難者を抱えている地域では、その再生に取り組む地元自治体のご苦労は計り知れないものがあります。

また、甚大な被害をもたらした本年4月の熊本地震、そして先月の鳥取県中部地震への対応、今後発生が懸念される大規模災害につきましても、それぞれの地域が望まれる対策を引き続き講じていただかなければなりません。

被災町村が復興のための事業が滞りなく実施され、被災地の再生が成し遂げられるその日まで、本会としましても惜しみなく支援・協力していく所存でありますし、復興に向けて陣頭指揮を執られている被災町村長各位の困難に果敢に立ち向かう姿勢にエールを送りたいと存じます。

私ども「町村議会」と皆様方「町村長」は住民に対する立場こそ違いますが、「町村を守る」「ふるさとを守る」との思いは共通認識であります。

これからも藤原会長の強いリーダーシップのもと、全国町村会の声が国政にしっかりと反映されることを願いますとともに、我々も、皆様方との結束をより強固にして、町村における諸課題の解決に邁進して参る所存であります。

終わりに、全国町村会のさらなるご発展とご参集の皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。私の祝辞とさせていただきます。



東京大学名誉教授 **神野直彦**

町村への応援メッセージ

希望の光を灯すことが 町村の歴史的な使命

栄えある全国町村長大会にお招きいただきまして、心から感謝の言葉を申し上げますたいと存じます。

私は地方財政の研究者といたしまして、いつも歴史や時代が閉塞状態に陥った時に、全国町村会が、必ず未来への指針を示した、ということに敬意を表しております。

振り返りますと、奇しくも今から100年前、第一次大戦で国民の生活が疲弊し、米騒動まで生じた混乱の時代に、三重県七保村の大瀬東作村長が、全国の町村に檄を飛ばし、日本に希望の光を灯そうとして全国町村会は結成されました。結成された全国町村会は、地租と営業税を国税から地方税に委譲する両税委譲運動と、さらには郡長廃止運動などの地方分権運動を推進してまいりました。

この全国町村会が展開した地方分権推進運動を、私たちは大正デモクラシーとして讃えているわけです。日本の民主主義の偉大な物語を築いたとして語り継がれております。大正デモクラシーの成果として実現した1926年の第1回の普通選挙では、「地方分権丈夫なものよ、一人歩きで発てんす」という名言が踊ったことは、皆さんご存じの通りでございます。

こうした全国町村会の輝かしい伝統に思いを馳せる時、人間の歴史が混乱して、不安の時代になったといわれる現在こそ、日本の町村が世界の人々を

希望へと導く歴史的な使命を果たさなければならぬのではないかと、思っています。

世界を見渡すと、憎しみと対立、暴力が溢れ出ています。人間の歴史は混乱を極めていく、と言ってよいのではないかと思えます。その原因は誰もが分かっています。人間と人間との結びつきが弱くなってしまうという不安感が世界を覆っているからなのです。

つまり、セネガルの大統領サンゴールの言葉を使えば、「人間は暖かい手と手をつなぎあつて、コミュニティを形成して生きていくものなのに、そのコミュニティが崩れて、人間と人間との結びつきが弱くなってしまったという不安感に、人々は怯えているわけです。こうした不安感は、伝統的な共同体を守ろうとする過激な原理主義を呼び覚まします。IS(イスラム国)などの宗教的原理主義は、伝統的なイスラムの共同体を暴力的にでも守ろうとする運動だといっているかと思えます。

イギリスのブレグジット(EU離脱)の背後には、移民の流入からイギリスの伝統的な共同体が崩されてしまうのではないかと、という不安感から生じている国家的原理主義があるのではないかと、思っています。さらに、アメリカでも、移民の流入によって白人の共同体が崩されるのではないかと、という不安感によって生じている国家原理主義がトランプ大統領の誕生の背後に見え隠れ

している、というように思われます。

人間の歴史が危機的な状況に陥ると、必ずローマ法王が「レルム・ノヴァルム」「これは「新しきことごと」というような回勅、信者に送る回勅ですが、これをお出しになります。1999年には私の恩師でもある宇沢弘文先生がアドバイスして、ヨハネパウロ2世が100年ぶりに「レルム・ノヴァルム」をお出しになりました。

この回勅でヨハネパウロ2世は、現在はこの世界で2つの環境破壊が進行しているを指摘されています。一つは、自然環境の破壊です。この自然環境の破壊については、まだまだ不十分ですが、人々はよつやくその存在に気がつき始めました。もう一つは、人的環境の破壊です。暖かい手と手をつなぎあって生きていく人間のコミュニケーションが崩されているという破壊です。ヨハネパウロ2世が、この人的環境の破壊については「人々はその存在すら気がついていない」と警告を發していました。

しかし、日本の町村には、豊かな自然環境のもとで、暖かい手と手をつなぎあつコミュニケーションがまだ息づいています。私たちは町村を訪れると、懐かしさに感動します。子ども頃、豊かな自然に包まれて、多くの人々の愛情をふんだんに注がれて育ったことを思い出すからです。両親だけではなく、近所のおじいさんやおばあさん、駄菓子屋のおばさん、さらには駐在所のお巡りさん

にまで愛情を注がれて育ちました。

時代の心意気は必ず流行唄、流行歌に反映します。当時私たちが育った時代に、どのような歌が流行っていたのか、「金のない奴は俺のところに来い、俺もないけど心配するな」と歌っていたんですね。人々は貧しくても豊かで安心できる社会だったんです。

私は、日本の町村にこうしたコミュニケーションが息づいていることを誇りに思っています。日本の町村の使命は、この町村の良さ、豊かな自然環境と豊かな人的環境がある良さを、より発展させて、混迷している未来への導きの灯火になるべきだ、というふうに考えています。

現在は、工業社会から脱工業社会、つまり知識社会といわれている時代に移行する転換期だと考えています。工業社会では、生産される工業製品は腐りませんから、蓄えることが利得になるわけです。ところが脱工業社会、つまり知識や情報が生産される知識社会になると、蓄えるということは美德になりません。美德は、惜しみなく与えあうのです。なぜなら、知識は蓄えても意味がない。惜しみなく与えあうことで、知識は発展していくわけです。そつだとすると、知識集約産業は、人間の絆としてのコミュニケーションが息づいている町村こそ、育つことになるわけです。

農業も、工業化する、というのでは

なく、自然のメカニズムを適切に学んで、自然を豊かにしていく知識集約農業になっていくわけです。重要な点は、工業社会と脱工業化社会とは生産と生活の関係が逆転するということなんです。工業社会では生産機能工場などが立地しているところに人々が集まってきました。つまり、生産機能が磁石のような磁場になって生活機能を引き寄せ

ていくわけです。ところが脱工業化社会になると、全く逆になります。むしろ、生活する機能が生産機能を磁石のようにつまみ、あんな町、こんな村に住みたいというふうになり、そつという町村に有能な人材が集まって、地域集約産業が発展していくわけです。生産されるのは人間の神経系統が生み出す知識や情報であつて、巨大な機械設備ではなくなるということなんです。

そつだとすると、人間は豊かな緑の自然環境に抱かれて、豊かな愛情に包まれながら、そついうコミュニケーションで安心して過ごしたい、生活したいというふうになるはずなんです。

子ども達が育っていくには2つの木陰が必要になります。一つは緑の木陰です。木々の緑が作り上げていく木陰の下で子ども達は育つものです。もう一つは、人間の絆が作り出す木陰です。

このもとで子ども達は育つのです。自然環境とコミュニケーションという人的環境

の豊かな町村で、優秀な人材は育っていく、ということだと思えます。

この2つの良いものを町村は発展させていくわけですが、発展をさせる、発展をするというテパロツプは、エンペロープ(包む)の反対語です。それはなぜか、つまり拓いていくことが発展だからです。内在しているものを拓いていくことがそつが発展なのです。卵が幼虫に、幼虫がさなぎに、さなぎが成虫に発展していくわけです。前に存在していたものを拓いていく。外部から圧力を加えて変形すること、例えば木が机に発展したとは言いません。内在しているもの、良いところを拓いていくのです。

日本の町村の良さは、繰り返すようですが、緑豊かな自然環境と暖かい手と手をつなぎあつてコミュニケーションが息づいている人的環境にあるわけです。この豊かな自然環境のもとで、暖かい手と手をつなぎあつコミュニケーションを発展させていく、そのことにより、行き詰まっている人間の歴史に希望の灯火を灯すこと、それが日本の町村の歴史的な使命であるかと思えます。

私は、「日本の町村がこうした歴史的使命を果たせ」ということを、僭越ではございますが、この場から大瀬東作村長に倣い、全国の町村に檄を飛ばしていきたいと思えます。

これをもって私の拙いスピーチを終わらせていただきます。

決議案

提案理由説明

行政委員会



行政委員会委員長 愛知県飛島村長

久野 時 男

私からは、四つの決議案について、提案理由をご説明いたします。
第一に、決議の二番目、「一億総活躍社会の実現に向け、地方創生を推進すること」についてであります。

安倍内閣におかれましては、「一億総活躍社会の実現」を内政の重要課題に掲げ、政府を挙げて取り組んでおられます。一億総活躍社会の実現のためには、子育て、医療・介護等の社会保障の充実や地方創生を一層推進していく必要があります。

私ども町村長といたしましては、全町村が地方版総合戦略を策定したところであり、全力でこの課題に取り組んでいるところであります。そのため、地方創生を推進することを強く求めるものであります。

第二に、決議の三番目、「地方分権改革を推進すること」についてであります。

地方分権改革に関する「提案募集方式」が導入されてから三年目を迎えました。

可能な限り地方からの提案が実現するよう求めるとともに、地域自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができる、地方分権改革を引き続き強く求めるものであります。

第三に、決議の四番目、「道州制は導入しないこと」についてであります。道州制の導入は、財源が豊かで投資力のある大都市圏が豊かになる一方、財源に乏しい町村はますます疲弊し、活力を失っていくことから、地域間格差が一層拡大するなどの理由により、私どもは一貫して反対し続けて参りました。

よって、引き続き、道州制の導入について反対を求めるものであります。

第四は、決議の十番目、「領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと」についてであります。

国の平和と国民生活の安全・安心を守ることは、国家が果たすべき最大の責務であります。その責務を果たすため、強力な外交交渉や、国内外に対する適切な広報啓発活動を行うとともに、なによりも関係諸国に対して毅然とした姿勢で臨むことを国に求めるものであります。

以上四点について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

決議案

提案理由説明

財政委員会



財政委員会委員長 岡山県鏡野町長

山崎 親男

私からは、三つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

第一に決議の一番目、「東日本大震災及び平成28年熊本地震からの復興の加速化と全国的な防災・減災対策の推進」についてであります。

東日本大震災からの復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実に実施できるよう、復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じるよう求めるものであります。

また、「平成28年熊本地震」の被災町村が一日も早い復旧・復興を果た

していくためには、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保を含め、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じることが必要であります。

加えて、本年は平成28年熊本地震及び鳥取県中部地震が発生したほか、8月には台風10号に伴う大雨により、多大な被害が生じました。今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国的な防災・減災対策の強化が急務であり、その推進を求めるものであります。

第二に決議の五番目、「地方交付税等の一般財源総額の確保」についてであります。

私ども町村においては、何と云いましても命綱である地方交付税の総額確保は、最重要課題であります。

「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」を堅持し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保することを求めるものであります。

第三は、決議の六番目、「来年度の税制改正」についてであります。

来年度の税制改正では、とりわけ町村の財政に大きな影響を与える事項が検討の俎上になっております。

町村にとりましては、いずれも極めて貴重な財源でありますので、「ゴルフ場利用税」を堅持するとともに、「全国森林環境税」の早期導入を求めるものであります。

以上、三点について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

決議案 提案理由説明

経済農林委員会



経済農林委員会委員長 岩手県岩手町長

民部田 幾 夫

私からは三つの決議案について、ご説明申し上げます。
第一に決議の七番目、「農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化をはかること」についてであります。

農林漁業は、国民の生命を支える産業であります。その振興をはかることは、農山漁村の再生・活性化につながり、国土や景観、風土や文化を守ることになるものと考えます。

第二に決議の八番目、「田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること」についてであります。



都市と農山漁村が、互いに手を取り合い、共生する社会を実現する必要があります。近年、都市の若者や子育て世代の田園回帰志向が、高まりを見せております。この動きを加速させることによって、都市と農山漁村共生社会の実現が一層早まるものと考えます。

第三に決議の九番目、「農林漁業者が将来に希望をもてるよう、TPP対策に万全を期すこと」についてであります。

第三に決議の九番目、「農林漁業者が将来に希望をもてるよう、TPP対策に万全を期すこと」についてであります。

アメリカ大統領選挙の影響でTPPの発効は見通せない状況にありますが、「早期発効を主導していく」とする政府の姿勢を踏まえての決議案であります。

TPP協定については、小規模農家や中山間地域の農業に影響を及ぼすことが懸念されております。「強い農林漁業」が競争力を発揮することは、もとより重要であります。農山漁村地域に暮らしながら国土を守っている農林漁業者の存在を忘れてはなりません。TPP対策は、こうした側面にも配慮した万全の対策が必要であります。

以上、三つの決議案について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、また、中山間地域や離島など条件不利地域を多く抱える町村においては、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災地における復興をはじめ、一億総活躍の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一. 東日本大震災及び平成28年熊本地震からの復興の加速化をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一. 一億総活躍社会の実現に向け、地方創生を推進すること。
- 一. 地方分権改革を推進すること。
- 一. 道州制は導入しないこと。
- 一. 「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、歳出特別枠を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。
- 一. ゴルフ場利用税を堅持するとともに、全国森林環境税を早期に導入すること。
- 一. 農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化をはかること。
- 一. 田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一. 農林漁業者が将来に希望をもてるよう、T P P対策に万全を期すこと。
- 一. 領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

平成28年11月16日
全国町村長大会

参議院の合区の早期解消に関する特別決議

去る7月10日、憲政史上初めて合区による参議院選挙が実施された。

合区については、地域が抱えている課題など様々な情報が国会に届かない恐れがあるなど多くの懸念があったところであるが、実際に行われた選挙では、広範囲における選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少、合区された選挙区では投票率が過去最低を記録するなど、あらためて多くの問題点が明らかとなった。

都道府県制度は、歴史的・文化的にも、また政治的・社会的にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも、広く国民に定着しているものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則においては、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しをすることが規定されている。

合区の弊害は明らかであり、地方創生にも大きく逆行するものである。都道府県を単位として地域の事情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みが広く国民の中に浸透していることを十分考慮し、早急に合区を解消することを強く求めるものである。

平成28年11月16日
全国町村長大会

▶ 特別決議案を上程する

全国町村会副会長 長崎県波佐見町長

い ち の せ ま さ た
一 瀬 政 太



大会議長

全国町村会副会長 奈良県十津川村長

さらたに よしき
更谷 慈禧



大会司会者

全国町村会副会長 北海道白糠町長

たなの たかお
棚野 孝夫



記者会見

▶大会終了後の記者会見。
右から棚野副会長、藤原会長、更谷副会長、
一瀬副会長。



全国町村長大会来賓氏名

全国町村長大会には、次の国会議員（来賓挨拶をされた大臣等を除く）の方々が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は178名（本人出席者82名・衆議院議員60名・参議院議員22名）代理出席者は96名（衆議院議員53名・参議院議員43名）。来賓の方々のお名前は次のとおりです。（敬称略・順不同）

本人出席者

（衆議院議員）

（60名）

（小選挙区）

- 中村裕之 北海道
- 和田義明
- 佐々木隆博
- 逢坂誠二
- 堀井学
- 稲津久
- 中川郁子
- 武部新
- 津島淳 青森
- 木村太郎
- 階猛 岩手
- 西村明宏 宮城
- 伊藤信太郎
- 吉野正芳 福島
- 葉梨康弘 茨城

- 小淵優子 群馬
- 土屋正忠 東京
- 井上信治
- 牧島かれん 神奈川
- 長島忠美 新潟
- 北村茂男 石川
- 高木毅 福井
- 務台俊介 長野
- 後藤茂之
- 宮下一郎
- 棚橋泰文 岐阜
- 伊藤忠彦 愛知
- 三ツ矢憲生 三重
- 谷公一 兵庫
- 田野瀬太道 奈良
- 平沼赳夫 岡山
- 平口洋 広島
- 岸信夫 山口
- 山口俊一 徳島
- 古川康 佐賀

- 北村誠吾 長崎
- 木原稔 熊本
- 坂本哲志
- 金子恭之
- 衛藤征士郎 大分
- 武井俊輔 宮崎
- 野間健 鹿児島
- 玉城デニー 沖縄
- （比例区）
- 鈴木貴子 北海道
- 金子恵美 東北
- 菅家一郎
- 藤原崇
- 升田世喜男
- 斉藤和子 南関東
- 助田重義 北陸信越
- 山本拓
- 岡本充功 東海
- 鈴木克昌
- 竹内譲 近畿

（参議院議員）

（22名）

- 池田道孝 中国
- 小島敏文
- 瀬戸隆一 四国
- 田村貴昭 九州
- 西銘恒三郎
- 比嘉奈津美
- 滝沢求 青森
- 和田政宗 宮城
- 関口昌一 埼玉
- 豊田俊郎 千葉
- 猪口邦子
- 島村大 神奈川
- 吉田博美 長野
- 岩井茂樹 静岡
- 伊藤孝恵 愛知
- 里見隆治
- 藤川政人
- 吉川ゆうみ 三重
- 石井正弘 岡山
- 中西祐介 徳島
- 松村祥史 熊本
- 野村哲郎 鹿児島
- 衛藤晟一 比例
- 木村義雄

代理出席者

（衆議院議員）

（53名）

（小選挙区）

- 羽生田俊
- 岩渕友
- 高階恵美子
- 横山信一
- 吉川貴盛 北海道
- 江渡聡徳 青森
- 鈴木俊一 岩手
- 富樫博之 秋田
- 加藤鮎子 山形
- 亀岡偉民 福島
- 梶山弘志 茨城
- 築和生 栃木
- 佐田玄一郎 群馬
- 井野俊郎
- 柴山昌彦 埼玉
- 山口泰明
- 櫻田義孝 千葉
- 森英介
- 宮腰光寛 富山
- 橘慶一郎



全国町村長大会议要望

1、大規模震災からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化

東日本大震災から5年余が経過し、国は、平成28年度以降の5年間で「復興・創生期間」と位置付け、必要な支援を確実に実施していくこととしているが、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にはばらつきが見られるほか、福島第一原発事故の影響を受けた地域では、未だ多くの住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。

また、本年4月に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震（平成28年熊本地震）は、熊本県を中心に甚大な人的・物的被害をもたらした。被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところである。しかし、被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国は次の事項を実現すること。

I、東日本大震災からの復興

1、復旧・復興が完了するまでの間の国による万全な財政支援

平成28年度からの「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、基本方針に基づき、万全な財政措置を講じること。

2、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援

(1) 被災者・避難者に対する医療・福祉サービスを安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。

(2) 高齢者をはじめとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、十分な支援を講じること。

3、地域産業の復興支援

(1) 農林水産業の復旧・復興に向け、農業・農村の復興マスタープラン及び水産基本計画等によって着実に推進すること。

(2) 福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、または証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、簡放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発することも、関係国に対して正確な情報を適宜・迅速に提供すること。

(3) 被災した事業者の事業再生のために、二重債務問題等の解決に向け引き続き債権買取支援等を行うため、産業復興相談センター事業及び中小企業グループ施設等復旧整備補助事業を継続すること。

4、公共施設等の復旧・復興

(1) 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行をはかるため、建設業の人手不足、資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。特に2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要の高まりが復興事業に影響を及ぼさないよう、対策を講じること。

(2) 復興道路、復興支援道路の早期の全線開通をはかること。

また、公共交通確保の観点から鉄道の早期復旧についても、強力な支援を行うこと。

(3) 津波によって破壊された防波堤や防潮堤等のインフラ整備を着実にを行うこと。

(4) 被災した医療機関の施設・設備の整備等について、万全の財政措置を講じること。

(5) 所有者不明土地の財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与し、被災市町村が適切な管理を行えるようにすること。

5、被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の出遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。

II、原子力災害対策

1、原発事故の早期収束と廃炉・汚染水対策の着実な実施

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。

特に汚染水問題を含む廃炉に向けた取り組みについては、「中長期ロードマップ」に沿って国の責任において着実に実施すること。

こと。また、作業員や現場を管理・監督できる人材の育成・確保に国として積極的に取り組むこと。

2、住民帰還に向けた環境整備と被災者等への支援の充実

(1) 避難指示区域への帰還に向けた環境整備を促進するため、あらゆる世代の住民が将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開・営業継続、道路や上下水道の復旧・整備や飲用井戸水の確保に向けた支援を強化すること。

(2) 災害弱者である高齢者に対する支援を強化すること。

(3) 子ども・被災者生活支援法に基づく施策の実施対象となる地域の指定については、被災者の意見や地域の実情に十分配慮し、真に被災者が必要とする施策を講じること。

また、放射性物質の健康に対する影響は将来的に顕在化するとされているため、福島県や影響が及んでいる他の地域の住民に対する健康検査や疾病予防、治療等に万全の措置を講じること。

(4) 帰還困難区域については、区域を抱える市町村と十分協議の上、それぞれの実情に応じた除染や復興拠点の整備など、住民帰還に向けた環境整備がはかれるよう、必要な法整備、予算を確保すること。

また、復興拠点の整備から外れる地域への住民帰還に向け、さらに検討を進めること。

3、被害の実態に見合った賠償と賠償請求未了者への周知等

原子力損害の賠償にあたっては、被害の実態に見合った賠償を確実にかつ迅速に行うこと。

また、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談をはじめ、商工業者・農林業者の営業損害や個別請求に対し、誠意ある対応を徹底させるとともに、不利益の生じることのないよう、相当因果関係がある損害が継続する限り、確実に賠償させること。

4、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物処理の加速化
(1) 町村が実施する除染については、住民が自ら行う除染も含め、国の責任で費用を措置するとともに、フォローアップ除染の実施など必要な措置も確実に実施すること。また、農地の除染や森林・林業の再生に向けた取り組み、農業用ダム・ため池の放射線物質対策を加速化するとともに、環境省の除染ガイドラインで除染対象外とされた農業用以外のダム・ため池、河川、湖沼についても、環境回復の現状を踏まえ、除染対象とすること。

(2) 放射能による汚染廃棄物の処理を加速化するとともに、用地交渉に係る人員体制を充実強化するなど、国の責任のもと、中間貯蔵施設の整備を加速化させること。

(3) 避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域を含め、甚大な被害を及ぼしていることから、住民帰還に向けた環境整備を進めるため、抜本的な鳥獣被害防止対策を講ずること。

5、原発の安全規制等のあり方

(1) 原発の安全規制等については、原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されて

いないため、国民の信頼回復に向け万全を期すこと。

特に、原発事故から得た教訓等を今後の安全規制や原子力政策に確実に反映させること。

(2) 原発の再稼働にあたっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めること。

(3) 原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策のあり方について科学的知見に基づき見直すこと。

(4) 有事に備えた原子力発電施設等の防護対策を強化すること。

Ⅲ、平成28年熊本地震からの復旧・復興対策
被災町村すべてが一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、国による万全な支援が不可欠であることから、下記事項について特段の措置を講ずること。

(1) 新たな補助制度の創設、補助率の高上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保を含め、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずること。

(2) 住居を失った住民に対し、不足する仮設住宅、再建が困難な者に対する災害復興住宅等を速やかに提供できるよう、最大限の支援と財政措置を講ずること。

(3) 住宅の解体や災害廃棄物の処理については、2年以内を目標としているが、最後

まで全面的な支援を行うこと。

(4) 田畑などの農地・園芸施設・農業用水施設・畜舎等の被害や、これに伴う播種・田植え・収穫・出荷作業などの困難に対処するため、被災生産者の営農・生活支援をはじめ、被害調査・施設等の復旧などについて、財政面を含め、全面的に支援すること。

(5) 崩壊・崩落した道路・橋梁等の早期復旧に全力を挙げるとともに、被災したJRや第三セクター鉄道の1日も早い開通に向け強力な支援を行うこと。

(6) 被災した医療施設・介護施設・福祉施設等の再開やサービス提供の継続に対し、医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うとともに、高齢者や障害者をはじめとする被災者・避難者の心のケアについて、十分な支援を講ずること。

(7) 震災や風評被害等を受けた商工業、観光業等が早期に事業再開できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。併せて、九州の観光地・観光施設についての正確な情報を国内外に発信するとともに、観光の誘致について支援すること。

(8) 農業、商工業、観光業など基幹産業に大きな打撃を被った町村では、税収の減少により今後、長期に亘って税収不足が懸念されるため、行政に支障が生じないように、特段の財政措置を講ずること。

(9) 全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体とも財政負担が生じないように万全の措置を講ずること。

Ⅳ、全国的な防災・減災対策の強化
1、大震災等災害対策の確立

(1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、火山災害、大規模水害など今後懸念される巨大災害や複合災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

(2) 改良復旧方式を積極的に採用することともに、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

(3) 今後起こりうる大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保するとともに、全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、十分な財政措置を講ずること。

特に、緊急防災・減災事業債については、近年、台風等の大規模水害が頻発していることから、洪水浸水想定区域内等にある公共施設等の移転も対象とするなど、要件を拡充した上で、恒久化すること。

また、大規模災害時に生じる災害廃棄物の処理については、被災町村の負担とならないよう、国において万全の財政支援措置を講ずること。

(4) 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。

また、衛星携帯電話の整備等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

(5)被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すとともに、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。

(6)災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、今回の熊本地震による被害状況も踏まえ、新たな補助制度の創設など、緊急に、建替や耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

2、地震・津波・火山噴火・集中豪雨の観測・監視体制の充実強化
南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

3、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等のあり方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池等の整備を推進すること。

4、火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

2、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

農山漁村地域を多く抱える町村では、高齢化と少子化の急速な同時進行により、多くの困難に直面している。そうした中で、町村は自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民等と一体となって地方創生に向けた取り組みを進めてきている。

町村が進める地方創生の取り組みは、政府が「新・三本の矢」として掲げる「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障（介護職ゼロ）」の推進、すなわち一億総活躍社会の実現につながるものである。

よって国は、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に向け、次の事項を実現すること。

1、地方創生の推進

(1) 町村は、今後、農山漁村の地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいくことから、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも、財政的にも支援すること。
(2) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り要件を緩和するとともに、対象経費

等の制約を大胆になくすなど自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

また、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的な交付金とする。

更に、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

(3) 地方への移住や定住を希望する国民のニーズに応えるため、情報提供体制の充実や農林漁業の後継者対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰の流れを加速すること。

(4) 地域課題の解決に向けた取り組みを行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、的確な支援を行うこと。

(5) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率利用等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転など、引き続き積極的に推進すること。

(6) 「地方創生人材支援制度」については、希望する町村に適切な人材が派遣されるよう、必要な人材を確保すること。
2、社会保障に係る安定財源の確保

一億総活躍プランにおいて新たに打ち出された子育て支援、介護支援施策等を含め、子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進するためには、所要の安定財源の確保が不可欠である。

その担い手である町村は、これまで子ども・子育て支援新制度をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んできているところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、国は必要な財源を確実に確保すること。

3、子育て支援の充実

(1) 乳幼児への医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に廃止に向けた結論を出すとともに、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講じること。

(2) 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含むすべての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。

また、二重行政の解消のため、国における所管を一元化すること。

(3) 保育士の養成や処遇改善など、人材確保に取り組むこと。

(4) 看護師、助産師、保健師等の専門職と家族が一体となって産前産後ケアを行えるよう、ケア体制充実のための施設整備等に対し、十分な財政支援を行うこと。

(5) 地方創生に資する取り組みを行う地方の国立大学について、安定的な運営が確保

できるよう財政支援を行うこと。

(6) 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。

4、介護サービスの基盤確保

(1) 「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービスの基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、人材確保に取り組むこと。

(2) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。

(3) 生活支援サービス等を担うNPOやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。

3、町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならぬ。

よって国は、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

1、権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小

(1) 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

(3) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

2、地方分権改革に関する「提案募集方式」について

(1) 地方からの提案については、可能な限り提案を実現すること。

(2) 移譲する事務・権限を実施するにあたり、財源の不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保し財源を移譲すること。

3、国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。

4、道州制は導入しないこと。

4、町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方あけてこれらの課題に積極的に取り組んでいるところであるが、一徳総活躍社会の実現のためには、地方創生の取り組みを更に推進していく必要がある。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に

担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(2) 個人住民税のあり方の検討にあたっては、この税が、町村の行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなつていくことを踏まえること。

(3) 固定資産税の安定的確保

① 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28年度において時限的な軽減措置が設けられたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。

② デフレ脱却の動向を見極めつつ、土地の負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小することにより、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

(4) 平成28年度税制改正大綱において、「都

市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

(5) 軽自動車税のグリーン化特例の見直しにあたっては、税収の確保にも十分留意すること。

また、自動車重量税及び自動車取得税の工口カー減税の見直しについても、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

さらに、今後、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行うことも、町村財政に減収をきたさないことを前提とすること。

(6) 消費税の軽減税率の導入にあたっては、地方の社会保障財源に影響を与えないことのないよう、安定的な恒久財源をしっかりと確保すること。

(7) ゴルフ場利用税(交付金)は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興をはかる上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(8) たばこ税の将来に向かっての税率引き上げの判断にあたっては、市町村たばこ税

の現行税収総額に及ぼす影響等を見極めること。

(9) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となつてゐることから、現行制度を堅持すること。

(10) 地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平性を期する見地から、さらに整理合理化すること。

(11) 固定資産税の賦課徴収事務の効率化に資するため、不動産登記情報等について、電子データにより確実に提供できる仕組みの構築を検討すること。

2、地方交付税の充実強化

(1) 人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要のため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

(2) 財政健全化の目標達成のため、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地域や離島等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運

営に支障を生じないよう十分配慮すること。

また、残る検討対象である図書館管理や公民館管理等の7業務については、町村の実態を十分に踏まえ、慎重に検討すること。

(3) 過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

(4) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあつては、今後徐々に取組みの成果(成果指標)による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

(5) 交付税特会借入金償還については、財政健全化のため償還計画のとおり確実に行うこと。

(6) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、合併の有無にかかわらず、町村にとつて大きな課題であり、今後交付税の需要算定の見直しを行う場合には、単に合併市町村の財政状況のみに着目するのではなく、過疎・山村、離島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の財政運営に支障を来すことのないようにすること。

(7) 給与の給料水準の引き下げ、地域手当の見直しを内容とする給与制度の総合的見直しについては、官民を通じた地域間格差の拡大の懸念や、近隣接市町村で地域手当

に大きな差が生じることによる人材確保の困難性等の問題を指摘してきたところである。

特に、町村職員は、住民に最も身近に接し、日々、住民とともに活動し、また、意見を集約し行政に反映させるなど住民と行政をつなぐ多様な重要な役割を果たしている。このような住民と職員が一体となった協働による取組みをさらに進めていくことは、今後地方創生を推進していく上で極めて重要である。こうした町村職員の役割を評価するとともに、人材の育成・確保の推進に資する取組みについて検討すること。

(8) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」「地方交付税交付金」については、「地方共有税調整金」に変更すること。

(9) 地方交付税(地方共有税)は、国の一般会計を経由せず地方交付税(地方共有税)特別会計に直接繰り入れること。

(10) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体の間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

3、地方債の充実改善

(1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公

的資金を安定的に確保すること。

(2) 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

5、地方創生の実現に向けた国土政策の推進

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の総合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないがとりわけ、相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務である。

さらに今後の国土政策においては、「人口減少の克服・地方創生」の実現に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていくよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災対策、老朽化対策を実施し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化を推進することも極めて重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。
1、今後の国土政策の指針というべき新たな国土形成計画(全国計画)においては、人口減少の克服・地方創生の観点から、都市と農山漁村が交流し共生する社会の構築を目指し、「都市と農山漁村の共生」が重要な柱となったところである。

また、生活サービスや地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め、住民の定住環境の確保や利便性を高めるとともに、周辺集

落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」の推進が盛り込まれたところである。

今後これらが確実に実現されるよう、町村の取り組みを積極的に支援すること。

2、都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

3、防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

4、中山間地域、過疎、離島等の条件不利地域について、それぞれの地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、「小さな拠点」の形成等の施策との連携や多様な関係者の連携による交通基盤の構築に向けた取り組みを支援すること。

5、相続人が多数存在し、かつ、相続手続きが一定期間（すくなくとも三世代以上）なされていない土地を、地域住民が生活していくうえで不可欠な公共用地として取得する場合は、簡略な手続きで行えるよう法的整備を検討すること。

6、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町村がさらに空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じるこ

と。

7、空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっていることから、上記特別措置法による特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化をはかるなど税制面での検討を含め、町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じるとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用など財政面においても積極的な支援を行うこと。

6、環境保全対策の推進

低炭素社会の実現が世界的なテーマとなる中、政府の温室効果ガス排出削減目標に沿って、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

また、循環型社会への取り組みや廃棄物の処理は、地域の住民にとっても大きな課題となっている。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1、地球温暖化対策の推進
(1) 町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取り組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置その他の措置を講じること。

(2) 町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

2、循環型社会の構築

(1) 第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再利用）の3

Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

(2) 全国各地でダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化している。このことから、廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、循環型社会形成推進交付金について当初予算において所要額を確保すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政支援措置を講じること。

(4) 使用済小型電子機器等の再資源化はきわめて重要であり、リサイクルの推進にあたっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。

(5) 家電リサイクル料金の支払い方式の見直しについては、家電リサイクル法の基本方針に定められた回収率目標が達成されない場合には速やかに家電リサイクル料金を「前払い方式」に移行すること。

また、対象品以外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

さらに、不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととし、町村が回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講じること。

(6) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかるとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担

及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(7) 自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。

また、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

(8) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(9) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

3、漂流・漂着ゴミの処理対策の推進

(1) 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するための必要な事業費を確保し、地方の財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

(2) 海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制を速やかに整備すること。

(3) 国外からの海岸漂着物については、原因究明とその防止策、監視体制の強化など外交上適切に対応すること。

7、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、災害に備えた医療提供体制等
病院の耐震化を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に行うこと。

2、医師等の人材確保

(1) 医学部の新設や定員増により医師養成数が増員されているが、医師確保対策のさらなる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着をはかるための方策を講じること。

(2) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等規制的手法の導入や一定期間過疎地域等への勤務義務付けなど診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(3) 中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、総合診療専門医等の養成・確保をはかり、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

(4) 看護師、助産師、保健師、栄養士等専

門職の養成・確保をはかるとともに、就業環境の整備等を促進し定着化をはかると。

3、自治体病院等への支援

(1) 不採算部門を抱える自治体病院等に対し、地域医療を確保し、経営の安定化をはかるため一層の財政支援措置を講じること。

(2) 消費税引き上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、診療報酬や消費税の制度見直しなど、必要な対策を講じること。

(3) 医師標準及び看護職員の配置基準にかかると診療報酬の減額について、過疎地域の現状に鑑み緩和措置を講じること。

(4) 医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するにあたっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域においては公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。

4、救急医療・周産期医療の体制整備

小児救急をはじめとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

5、在宅医療等の推進

(1) 市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、国として必要な支援を講じること。

(2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保をはかること。

6、がん検診の推進

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
 - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 5%割引**
 - 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%割引** 保険料分割払(12回)も選択可能です。
 - 保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
 ●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください
 (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
0120-731-087
FAX 03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
 ●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。
 詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕損害保険ジャパン日本興亜株式会社 〔損害保険ジャパン日本興亜株式会社〕は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。

がん検診の推進にあたっては、対象年齢を拡げるとともに、必要な財政措置を講じること。

7、予防接種の推進

おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

また、ロタウイルスワクチンについても定期接種の対象とするための検討を早急に行うこと。

8、新型インフルエンザ対策の推進

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く国民に周知をはかること。

(2) まん延期において市町村が行う生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置並びに市町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分支援すること。

9、感染症対策の推進

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等のダニ類を媒介とする感染症について、感染予防策を講じるとともに、感染防止に関する啓発を推進すること。

8、少子化社会対策の推進

我が国における少子化傾向はきわめて深刻さを増している。少子化の問題は、我が国の社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えるものであり、早急な対応が必要である。

よって、国は、一億総活躍社会の実現に

向けて、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、仕事との両立ができる環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、次の事項を総合的に推進すること。

1、乳幼児等医療費助成事業については、国の制度として無料化を実施すること。

また、ひとり親家庭の医療費に対する助成については、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講じること。

2、子ども・子育て支援新制度について (1) 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含むすべての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。

また、二重行政の解消のため、国における所管を一元化すること。

(2) 保育士の養成や処遇改善など、人材確保に取り組むこと。

3、看護師、助産師、保健師等の専門職と家族が一体となって産前産後ケアを行えるよう、ケア体制充実のための施設整備等に対し、十分な財政支援を行うこと。

9、障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、一億総活躍社会に向けて積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、障害支援区分の認定事務を行う町村職

員及び認定業務に携わる認定調査員が、客観的かつ公平・公正な認定業務を実施できるよう、それぞれの障害特性に応じた標準的な研修の実施等により資質の向上をはかること。

2、地域生活支援事業等については、国の責任において必要な予算総額を確保すること。

3、重度心身障害者への医療費助成については、十分な支援措置を講じること。

4、障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業者参入を促進するとともに、サービス内容に即した報酬単価の見直し等を行うこと。

10、介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大している。今後、高齢者の状況が地域によって異なる中で、利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進するためには、国・都道府県・市町村の連携が重要となる。また、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課題である。

さらには、一億総活躍社会の実現に向け、介護人材の育成・確保やニーズに見合ったサービス整備等がこれまで以上に求められている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制

度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化をはかること。

2、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した財政措置を講じること。

3、財政運営の充実

(1) 国の負担（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）のうち5%が調整財源とされているが、これを外枠とするともに、算定基準に介護保険施設の定員数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

4、市町村民税非課税世帯全体を対象とした保険料軽減策を確実に実施すること。

また、低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。

5、利用者負担の見直しについては、前回の介護保険制度改正（平成26年）の施行状況を踏まえ、慎重に検討すること。

6、地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。

7、「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、人材確保に取り組むこと。

8、軽度者に対する生活援助サービス等については、要支援者に対するサービスの地域支援事業（総合事業）への移行が途上であることに鑑み、地域支援事業（総合事業）

に移行させず、介護給付としての位置づけを維持すること。

9、生活支援サービス等を担うNPOやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。

10、中山間地域や離島等においても介護サービスが適切に提供できるよう、サービス提供事業者が推進しやすいような新たな支援策を講じること。

11、保険者による地域分析と対応

(1) 保険者の取り組みに対して、財政的インセンティブを付与する制度を創設する場合には、現行の国庫負担の枠組みではなく、新たな財源を確保して実施すること。

(2) 財政的インセンティブの前提となる評価指標の設定にあたっては、地域によって不公平が生じることのないよう、保険者の意見を十分に踏まえ上で慎重に検討を行うこと。

12、地域区分については、広域行政圏など、広域的な区分も検討すること。
また、人材確保の観点から、中山間地域や離島等の地域区分については十分配慮すること。

13、障害者支援施設等については、施設所在町村の負担にならないよう、介護保険制度上の住所地特例の対象とすること。

11、医療保険制度の一本化の実現等

国民健康保険の加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・

非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

そのため、加入者の所得額に対する保険料(税)負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高いなど厳しい状況に置かれている。

昨年成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下、「国保法等一部改正法」といふ。)」においては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を担うこととされたが、新たな制度施行に向けては課題が山積している。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、さらに厳しい運営を強いられる虞れがある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

2、国民健康保険の安定運営の確保

(1) 平成30年度から新制度を円滑に施行できるように、詳細な制度設計やシステムの開発・改修に万全を期すとともに、特に以下の点に留意すること。

① 都道府県が、国の定めるガイドラインに沿って「国保運営方針」を定めるにあたっては、特に、保険料の標準的な算定方法や事務の広域化・効率化について、都道府県

内の市町村と十分協議し、保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一への取り組みを迅速に進めることのないよう、国において適切な助言を行うこと。

② 平成28年度より「保険者努力支援制度」を前倒しで実施するにあたっては、市町村の納得を得られるよう、適切な運用を図ること。

また、平成30年度からの本格実施に向けては、その実施状況を十分に踏まえ、必要な見直しを講じること。

③ システムの開発・改修にあたっては、市町村の事務運営の効率化・コスト削減・標準化が図られるものとするともに、事務の共同処理や広域化の実現に資するものとする。

また、新たな制度施行後の役割分担の見直しに対応できるものとするともに、そのための経費については国の責任で全額措置すること。

④ 保険給付に必要な費用を都道府県から国保連合会に直接支払う仕組みを導入するなど、事務の簡素化を実現すること。

⑤ 新たな制度施行後における都道府県と市町村の役割分担の在り方等の見直しの検討については、できるだけ早期に開始すること。

(2) 乳幼児への医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整合交付金の減額調整措置については、早急に廃止に向けた結論を出すとともに、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講じること。

(3) 社会保障・税番号制度の利用範囲を拡

大し、被保険者資格の適用適正化を推進するなど被保険者の利便性の拡大と事務の合理化を実現すること。

3、後期高齢者医療制度の安定運営の確保
現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減の特例措置の見直しによる負担増は多くの被保険者に影響を与えることから、対象となる被保険者に不安が生じないような配慮が必要であり、見直しにあたってはきめ細かな激変緩和措置を講じること、被保険者が混乱しないようにすること。

12、教育施策等の推進

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもを育成を目指すため、個性を生かし、育てる教育環境を整備するとともに、人々があらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化をはかっていくことが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、義務教育の充実改善

(1) 地域の実情に応じ、創意・工夫をこらした教育を行うため、人材確保等において地域格差が生じることのないよう十分に配慮した上で、権限及び財源を地方に移譲すること。

(2) 地域住民の拠り所となっている小中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由とした強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

(3) 教員が子どもと向き合う環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数

学級や少人数指導などの充実に向けて、複式学級の解消も含めた定数の改善を図ること。

(4) 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加等、教育課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、通級指導や外国人児童生徒等への教育に携わる教員については、安定的・計画的な配置が可能となるよう、基礎定数化を図ること。

(5) 小・中学校の普通学級に在席する、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)など障害のある児童・生徒に対する特別の指導(「通級による指導」)の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善など、特別支援教育の充実をはかること。

(6) 小学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるよう、JETプログラムをはじめ民間委託等について適切な措置を講じること。

(7) 学校司書の配置を促進するため、配置単価の引き上げ等、必要な財政措置を講じること。

2、国は防災機能強化事業、老朽化対策や空調整備などの町村が実施を計画している事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、確実に執行できるよう万全の財政措置を講じること。

3、老朽化したスポーツ・文化施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替

え等、各種装置の高度化、施設の高機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する国の財政措置を創設すること。

4、その他

(1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等総合活用整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講じること。

(2) へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費については6年目以降も継続して交付すること。

また、離島高校生就学支援費に加え、高校通学が困難なすべての地域における生徒の通学費、住居費も対象とすること。

(3) 通常の貸切バスとスクールバスでは使用形態が大きく異なることから、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」が定める時間制運賃の算出方法について、スクールバスに適した見直しを行うこと。

(4) 教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設けること。

13、農業・農村対策の推進

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるよう、次の事項を実現すること。

1、今後の農業・農村政策について

農村は、食料の供給や国土の保全などの役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災

害時のバックアップなど新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等を踏まえ、国と自治体の連携・協力(パートナーシップ)の強化のもと、都市と農村が共生できる社会を創造するため、今後の農業・農村政策として、以下の点を実現すること。

(1) 農業・農村政策の推進のため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策をバランスよく実施すること。

(2) 国と自治体の役割分担の明確化や政策について検討するための、農政に関する国と地方の協議の場を設けること。

(3) 各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金(仮称)」を創設すること。

2、国際農業交渉に関する適切な対応

(1) TPP協定について
国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解をこれまで以上に深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望をもつて経営に取り組めるよう、以下の事項について万全を期すこと。

① 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、農林水産分野におけるTPP対策を着実に実施すること。

② 多くの関税が長期にわたり段階的に削減されることから、各品目における影響に対し、機動的かつ継続的に対応できるよう、「TPP対策基金」を創設すること。

③ 加工食品の原料原産地表示を拡大すること。

(2) WTO、EPA、FTA交渉については、WTO農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

また、EPA・FTA交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むとともに、TPP合意の内容を前例としないこと。

3、食料の安定供給の確保

(1) 食料自給率の向上
食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上をはかること。

(2) 食の安全・安心確保と消費者の信頼確保に向けた取り組みの強化
消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることから、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取り組みを強化すること。

(3) 国内農林水産物の消費拡大と食育の推進

国産農林水産物の消費拡大及び食育の推進にあたっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数引き上げや魚食普及活動の実施など、効果的な方を講じること。

4、農業の持続的な発展

(1) 地域農業の担い手の育成・確保
 地域農業の担い手の育成・確保にあたっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること。

また、農業次世代人材投資事業については、新たに農業を志す人がすべて交付対象となるよう、年齢要件を緩和するとともに所要額を確保すること。

(2) 米政策改革について

① 米政策の見直しに当たっては、生産者が継続的かつ安定的に農業経営に取り組みやすいよう、適切な措置を講じること。

② 経営所得安定対策について、米価の下落等に対するセーフティネット（融資制度の充実、収入保険制度の創設等）の整備など、経営安定に向けた対策の充実をはかること。

③ 水田活用の直接支払交付金（飼料用米等）に係る所要額を継続的に確保し、各地域の取り組みに対する支援を充実すること。

(3) 農地中間管理機構について

町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、機構集積協力金については、地域の取り組みに支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。

(4) 農業農村整備の充実・強化と負担金の軽減

農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業の負担金償還にかかると農家や地元町村の負担軽減措置をはかること。

と。

(5) 畜産・酪農対策の推進

① 担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

② 畜産・酪農の体質強化をはかるため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。

③ 配合飼料の価格安定をはかることと、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立をはかり、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。

④ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患については、国の責任において感染経路や発生原因を近隣国と共同で早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、これらの伝染性疾患に伴う風評被害対策に万全を期すること。

(6) 農業・農村の6次産業化の推進

地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの6次産業化を推進するための支援策を講じること。

(7) 国内農産物の輸出促進

品質に優れた国内農産物の輸出促進については、海外の市場情報の提供や輸出にかかる環境整備、輸出経費の支援策を講じるとともに、輸出の障壁となっている検疫や残留農薬などの基準について調和をはかるための協議を推進すること。

また、福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、または証明書を要求する国・地域が、現在でもなお

多数に及んでいるため、放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発するとともに、関係国に対して正確な情報を適宜迅速に提供すること。

(8) 生産コストの低減等

各種補助事業の面積要件の緩和、省力・省エネ機械の開発普及の推進、農家のリース経費を軽減する農畜産業機械等リース支援事業の拡充などによる生産コストの低減、収益力の向上をはかること。

また、施設園芸の安定的な経営と競争力の強化をはかるため、燃油価格高騰緊急対策を継続すること。

(9) 農林漁業用A重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化すること。

(10) 農業技術の開発の推進

地域の特性に応じた農業生産に関する研究・開発並びに消費者ニーズに応じた新しい加工・貯蔵・流通に関する研究・開発を推進すること。

また、遺伝子組み換え技術を活用して開発した農畜産物の普及にあたっては、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

5、農村の振興について

(1) 多様な地域資源の積極的活用

農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上をはかる施策を講じること。

(2) 農山漁村と都市との共生・対流の推進とコミュニティの再生

農山漁村地域の活性化にあたっては、都

市と農山漁村の共生・対流の推進や地域コミュニティの存続が重要な役割を果たすので、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生に対する総合的な対策の拡充をはかること。

また、農山漁村と都市の教育交流の強化をはかるため、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進をはかること。

(3) 鳥獣被害対策の拡充

① 鳥獣被害対策については、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充をはかり、必要な財源を確保すること。

② 狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

③ シビ工料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進すること。

(4) 日本型直接支払い制度（多面的機能支払交付金）について

町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援を講じること。

また、資源向上支払の対象農用地についても、農地維持支払と同じく、町村が必要と認める農用地を対象とすること。

(5) 再生可能エネルギーの導入促進等

① 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう財政支援措置を拡充すること。

② 農業農村整備事業による小水力発電の

14、林業・山村対策の推進

新たな森林・林業基本計画に基づき、新たな木材需要の創出、国産材の安定的効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、山村の活性化がはかれるよう、次の事項を実現すること。

- 1、全国森林環境税の早期導入
- 森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に導入すること。
- 2、国産林産物の国際競争力の強化
- 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、生産性の向上等体質強化に向けた対策を着実に実施すること。
- 3、国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大
- (1) 木材需要の喚起と拡大をはかるため、CLT（直交集成板）の普及に関する施策を着実に実施するとともに、非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の促進、木質バイオマスにかかる技術開発及び施設整備への支援を強化すること。
- (2) 林業・木材産業の成長産業化を実現するため、次世代林業基盤づくり交付金を拡充するとともに、助成対象施設の拡大をはかること。

とりわけ、公共建築物等への国産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新築する町村に対する財政支援措置を拡充することも、木造建築物の設計者の育成等を促進すること。

- (3) 国産材の安定供給体制を確立すること

もに、国産木材の乾燥促進や集成材等の高次加工等、木材の品質向上をはかる施策を充実すること。

- 4、森林整備の推進と森林管理対策の充実強化
- (1) 森林吸収量の確保に向けた森林整備や路網整備の強力な推進、再造林に係る支援策の拡充強化、更には、山地災害や津波被害の防止・軽減に向けた総合的な治山対策をはかるため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。
- (2) 町村に新たに義務付けられた林地台帳の整備を円滑に進めるため、町村の事務負担、経費負担の軽減をはかるとともに、必要な体制整備が行えるよう、技術面の支援と併せて、財政支援措置の継続・拡充をはかること。
- (3) 里山等の荒廃竹林に対しては、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。
- (4) 深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害対策については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫被害については、拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

- (5) 外国資本等による森林買収について、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。
- (6) 自らの町村域に存する保安林において、町村が計画する公益的な事業については、保安林の指定解除に係る手続きの迅速化・効率化をはかること。
- 5、担い手の育成と経営改善
- (1) 「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引き上げ等の拡充をはかり、林業就業者に対する支援措置を強化すること。

また、森林施業フランナーやフォレスター等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

- (2) 農林漁業用A重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化する。
- (3) 公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

また、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。

- 6、山村地域の振興
- (1) 未利用木材など地域資源を活用した地域内発的な産業を振興することにより、域外に流出していた価値を域内に再投資する「地域内経済循環」を構築し、山村地域の雇用の創出と所得の向上をはかる施策を講じること。
- (2) 山村の多面的機能の発揮と活性化の推進

森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村の活性化のための活動等に対する財政支援措置を継続・拡充すること。

- (3) 生活環境基盤の整備
- 平地に比べ整備が遅れている道路、上下水道、廃棄物処理施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実をはかり、定住の阻害要因を解消するため、適切な支援措置を講じること。
- 7、森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実
- (1) 公有林等における森林整備の促進に要する経費や集約化に要する経費等に対する「森林・山村対策」や移住者の受入対策や森林管理、水源維持等に要する経費等に対する「国土保全対策」の拡充をはかること。
- (2) 町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」（国有林野面積を含む）や「林道延長」を考慮した「森林・林業行政費」を新設すること。

我が国の水産業は、魚価の低迷や高齢化、担い手の高齢化等極めて厳しい環境にあることから、「水産日本の復活」に向け、次の事項を実現すること。

- 1、東日本大震災に対する強力な復旧・復興支援
- 東日本大震災に対する復旧・復興については、被災した地域が我が国水産業にとって重要な地域であることから、水産基本計画に従って実施すること。
- とりわけ、漁港や漁船、加工流通施設等の生産基盤の復旧・復興については、被災地域の要望を踏まえ、強力に推進すること。
- 2、新たな水産基本計画の策定
- 水産基本計画の見直しにあたっては、地域の実態を十分に踏まえ、水産業の振興や

15、水産業・漁村対策の充実

漁村の活性化がはかられるよう、財源、実施工程、人材の確保・育成等について、実効性のある計画を策定すること。

3、漁業経営安定対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営安定対策事業に必要な財源を確保するとともに、恒久的な制度とすること。また、漁業用燃油・餌料価格に関する対策の継続・強化をはかること。

(2) 漁業経営安定対策の中核となる漁業共済制度については、漁業者にとって有利かつ、より加入しやすい制度となるよう見直しをはかること。

(3) 漁船等を取得する際の無利子資金を拡充し、無担保・無保証人の「漁業経営改善支援資金融資推進事業」を継続するとともに「沿岸漁業改善資金」の償還期限の延長をはかること。

(4) 農林漁業用A重油・軽油に係る税制特別措置を恒久化すること。

(5) 漁村の内外から漁業への多様な就業経路を確保するため、労働環境の改善、安全対策、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、就業相談等の諸対策の拡充をはかること。

4、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 「漁港漁場整備長期計画」の見直しにあたっては、水産基本計画との整合をはかり、厳しい状況にある町村の水産業・漁村の実態を十分に踏まえ策定すること。

(2) 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に資する海難救助や藻場・干潟等の保全など地域の取り組みに対する支援策を充実

強化すること。

(3) 防災・減災の観点に立った海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。

また、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に定置網等を追加するとともに、へい死魚介類の処理に対する助成制度を創設すること。

(4) 漁村地域に対する地方財政措置の充実
漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかる地方財政措置を充実すること。

5、水産物の加工・流通・消費対策
(1) HACCPやトレーサビリティシステムへの導入に対する支援を拡充するとともに、輸出の拡大に注力すること。

また、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行われるよう措置すること。

(2) 6次産業化の推進にあたっては、特産品開発によるブランド化等に対する支援を拡充するとともに、消費者のニーズに適合した国産水産物の流通の促進や学校給食における魚食の普及拡充など、消費の拡大をはかること。

(3) 水産物の放射性物質に関する検査体制を拡充・強化すること。

また、放射性物質を迅速かつ効果的に検査する方法を開発するとともに、関係国に対して正確な情報を適宜迅速に提供すること。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)をお願いいたします。



6、水産資源の回復・管理の推進

(1) 海洋基本計画を踏まえ我が国周辺水域における資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多面的な資源管理型漁業の推進に努めること。

(2) 大型クラゲやザラボヤ、トド等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。

また、赤潮に対する被害を初期段階で軽減するための対策を早急に確立することも、養殖業者の経営再開を支援する措置を講ずること。

(3) 内水面漁業・養殖業の振興をはかるため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立などに努めることともに、放流したさけ・ますの帰還率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。

(4) 近年、深刻になってきたシラスウナギ不漁の原因を究明するとともに、ウナギの完全養殖による大量生産に向けた技術開発及び資源管理について、適切な対策を講ずること。

(5) 限りある水産資源を守り、漁業秩序を確立するため、密漁監視体制の整備や各取締機関の連携による取り締まりの強化等、地域が取り組む監視活動に対し支援策を講ずること。

(6) 外国漁船による違法・無謀操業に対する指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

7、適切な資源管理に資する貿易ルールの

確立と海外漁場の確保

(1) TPP協定については、影響を受ける漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、水産分野におけるTPP対策を着実に実施すること。

(2) 水産物に関するWTO交渉、および各国とのFTA・EPA交渉等においては、我が国水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引き下げや、輸入割当制度(IQ制度)等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

(3) 資源が減少しているマグロ類については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを我が国が主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

また、カツオの資源管理については、科学的検証に基づいた国際的な資源管理体制を確立し、資源の回復による持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築をはかること。

(4) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかる観点から、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

8、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、藻場・干潟の造成や磯焼け被害に対する対策及び磯焼けの発生メカニズムに関する調査・研究を強化すること。

(2) 漁業系廃棄物の処理及び再生に向けた

取り組みを拡充すること。特に、漁港等に放置等されているFRP漁船等については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急に実施すること。

16、道路、河川、生活環境等の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、道路の整備促進

(1) 災害時の代替ルートの確保等のため、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。また、既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等、町村が必要な道路整備を行えるよう国は予算を確保すること。

2、河川等の整備促進

(1) 治水は防災・減災の観点において国の重要な施策であり、事業の実施にあたっては、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策を重点的に実施すること。

また、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配

慮するとともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講ずること。

(2) 整備が立ち遅れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。

3、水道施設の整備促進

(1) 耐震性及び安全性強化のための水道施設の整備を促進すること。また、再構築事業に対する財政支援の仕組みを構築すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実・強化すること。また、簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を窮迫させているため、補助率の引き上げを含め補助制度を拡充すること。

4、汚水処理施設の整備促進

(1) 整備が立ち遅れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講ずること。

(2) 農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について必要な予算措置を講ずること。

5、上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保

(1) 上水道・簡易水道・下水道事業は、人口減少等による料金収入の減少や施設設備の老朽化の急激な進展等の課題に直面しつつあり、経営環境は厳しさを増している。

加えて、小規模な自治体においては、専門職員を確保することが困難となっており、ノウハウの維持・継承に支障を来している。このような中、サービスを将来にわたる安定的に提供していくためには、広域的な連携・協力体制の構築など広域化の推進が重要であり、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実・強化すること。

(2) 経営環境が厳しさを増している上水道・簡易水道・下水道事業の公債費負担を軽減し将来にわたる経営の安定化に資するため、これらの事業に係る既往の公営企業債について、公営企業借換債（補償金免除線上償還）制度を復活すること。

17、地域商工業振興対策等の推進

地域経済を活性化し、地域の隅々にまで景気の回復を行き渡らせるため、次の事項を実現すること。

- 1、地域商工業対策の拡充
 - (1) 小規模事業者の事業を持続的に発展させるため、小規模企業振興基本計画に基づく支援策の充実をはかること。
 - (2) 中小企業等の資金需要への機動的かつ迅速な対応をはかるため、信用保証や融資制度の拡充等の支援を継続すること。
 - (3) 農商工連携や農林漁業の6次産業化を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。
 - (4) 地域コミュニティを担う商店街において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行など、地域商業の活性化の取り組みに対する支援を拡充すること。
- 2、企業立地の推進と地域産業の育成
 - (1) 地域経済の再生をはかるため、産学官金のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進や地域の潜在能力を結集した地域イノベーションの創出をはかること。

また、地域資源を活用したブランド開発

や起業・創業に対する支援を拡充すること。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」については、対象業種の拡大をはかることともに、税制・金融上の優遇措置を拡充すること。

3、消費者行政の推進

- (1) 深刻化する消費者被害に対応するため、町村が行う消費者の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する財政措置を拡充する等、消費者行政の体制整備を一層推進すること。
- (2) 食品の放射能関連の風評被害の蔓延を招かないよう、検査体制を拡充することともに、消費者に対する科学的な知見に基づく正確な情報提供等に努めること。

18、観光施策の推進

観光立国、地方創生の実現に向け、観光施策を効果的かつ総合的に推進し、それぞれの地域が、豊かな自然、文化や歴史など、特色ある観光資源を活用できるよう、国と地方が一体的な連携をもって取り組む必要がある。特に、大規模震災を始め、台風・豪雪等の被害にあった被災地の復興を支える観点からも国による積極的な対応が不可欠である。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、海外からの観光客や選手が国内の多くの地域を訪れることができるよう情報発信に努めているところであるが、2020年に、訪日外国人旅行者数を4000万人に増やす国の新たな目標を達成するとともに、経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、日本全体に行きわたるようにするためには、国に

よる積極的な対応が求められる。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組み支援

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、文化スポーツを活かしたまちづくりのために、地方が実施する基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対する財源措置、日本の伝統文化を発信する場の創設、地域の特色ある産物の普及促進、地方における選手強化の取組や事前キャンプの誘致など、地方の取組を支援すること。
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックは、東日本大震災からの復興を世界にアピールする絶好の機会であることから、被災地など地方における一部競技の開催を実現させること。

2、観光客数拡大に向けた取組みの推進

- (1) 訪日旅行者の誘客を図るため、町村が行う海外での誘客キャンペーン等に対し、国は積極的に支援すること。
- (2) 訪日外国人旅行者の安心感につながる、正確かつわかりやすい情報を発信すること。
- (3) 出入国管理・査証発行体制整備等、着実な取組みを進めること。
- (4) 日本の宝ともいっべき観光資源が多数被災していることから、修復には国としても全力で取り組むこと。
- (5) 原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。
- (6) 被災地の復興に向けた姿を地域の魅力

と一体となって体験してもらおう「復興ツーリズム」の推進や教育旅行の促進など、観光振興による被災地の活性化、復興支援を精力的に進めること。

(7) 滞在型観光として、宿泊旅行回数・滞在日数の増加に資する地域観光圏・広域観光圏のための取り組みを支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。

- (8) 観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供すること。
- (9) 国内旅行需要創出のための環境整備をはかるとともに、連続休暇の取得促進について広報活動等を強化すること。

(10) 着地型・体験型観光の振興は、地域の雇用維持・確保につながるだけでなく、国内外の観光客誘致についても有効であることから、国は観光立国の観点からもこうした町村の取り組みを積極的に支援すること。

- (11) 公共交通機関との連携に向けた取り組みを支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。
- (12) 地域特性を生かした観光施設の再生や伝統文化の維持・継承をはかるための施策に対し、支援を強化すること。
- (13) シオパークはユネスコの支援事業から正式事業に格上げされたものであり、国として一体的な支援・推進体制を構築し、関係自治体のシオパークに関連する取り組み

に積極的な支援を行うこと。

19、町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、大規模災害対策等の推進

(1) 防災行政無線のデジタル化等消防防災設備の整備について、財政措置を充実強化すること。

(2) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について着実に推進するため適切な措置を講じること。

(3) 緊急消防援助隊設備整備補助金及び消防防災施設整備補助金の充実強化を図ること。

(4) 林野火災に対する総合的対策を推進すること。

20、暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化

住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪等のあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等をはかることは緊急の課題である。

よって、国は次の事項について実現すること。

1、総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。

2、行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。

3、誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

21、情報化施策の推進

すべての国民が、平等にICT（情報通信技術）を活用し、その恩恵を享受できる社会を実現することが、情報化施策の推進にとって重要な課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、社会保障・税番号制度の円滑な導入

(1) 番号制度の運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得ること。

また、システムが安定的に稼働し、個人番号カードの交付が円滑に進むよう、抜本的な対策を講じること。

(2) 地方公共団体の既存システムの改修をはじめ番号制度の導入・運用にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

2、電子行政の推進等

(1) 国の制度改正に伴う電算システムの開発・改修について、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保するとともに、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。

(2) 自治体情報システム強靱性向上モデルにより、町村が高度な情報セキュリティ対策を継続して実施できるよう、対策にかかる経費について万全の財政支援を講じること。

(3) 条件不利地域等において、町村がブ

ロードバンドの基盤整備を行った場合は、情報通信基盤整備事業等により必要な財政支援を講じるとともに、運営に関して万全の財政支援を講じること。

また、離島や中山間地域等不採算地域において、光ファイバーや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者を支援する制度を創設すること。

(4) 自治体クラウドの導入を財政的に支援するにあたっては、導入準備を進めている共同処理組織に加入する単独処理団体のデータ移行経費等も対象とすること。

3、行政機関等が保有する個人情報の活用

町村が保有する個人情報（匿名加工情報として活用する制度については、個人情報の非識別化には高度な技術が必要、個人情報の標本数が少ないことから個人が特定される等から、導入する町村に対して国が適切な支援を行うこと。

22、戸籍制度の見直し

戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者等に分かれており事務が煩雑になっていることから、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

23、公職選挙制度の改善

1、合区の早期解消について
昨年、人口の少ない選挙区を合区する公職選挙法改正法案について、その地域が抱えている課題など様々な情報が国会に届かなくなる恐れがあることから、国会においての慎重な審議を強く求めたところ

ある。

そのような中、去る7月10日、憲政史上初めて合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲における選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少、合区された選挙区では投票率過去最低を記録するなど、多くの問題点が明らかとなった。

都道府県制度は、歴史的・文化的にも、また政治的・社会的にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも、広く国民に定着しているものである。

今回の参議院選挙に向け選挙制度改革が予定されているが、合区の弊害は明らかで、地方創生にも逆行するものであり、都道府県を単位として地域の事情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みは広く国民の中に浸透し定着していることを十分考慮し、早急に合区を解消すること。

2、国会議員の選挙等の執行経費の基準について
区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

24、エネルギー対策の推進

エネルギーは国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠な要素であることから、安定的なエネルギー供給に向け、次の事項を実現すること。

1、安定的なエネルギー需給構造の早期確立

徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速やメタンハイドレート等の国内資源開発の推進等により、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

2、再生可能エネルギーの導入・促進等
(1) 地産地消型のエネルギーシステム構築の促進のため、小規模な取り組みに対する支援も含め、十分な財政支援措置を講じること。

(2) 太陽光発電施設など再生可能エネルギー施設の立地については、地域における環境保全や防災の観点から、地元自治体との協議や関係法令の整備など所要の対策を講じること。

3、電源三法交付金制度の周知・充実についで

(1) 電源三法交付金制度については、電力安定供給に資するための施策であることを国民に周知し、その充実をはかること。

(2) 交付金の対象施設については、すべての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、その対象地域を拡大すること。

(3) 水力交付金を法律に基づき恒久的な措置とするとともに、交付単価を平成22年度水準以上に引き上げること。

25、過疎対策等の推進

現在我が国では、人口減少の克服と地方の創生が喫緊の課題となっているが、特に過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、若年層の流出、少子・高齢化の急速な

進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。こうした問題は、過疎団体に限らず、条件不利地域を多く抱える小規模町村共通の問題である。

このような町村では、最も住民に近く地域のコミュニティ、地域資源、伝統文化等を支えてきた集落が衰退し、集落人口の減少により辺地対策事業の対象外となる地域も生じており、集落機能の維持は、人口減少の克服・地方創生の上でも極めて重要である。

こうした観点から、集落対策、地域医療の確保、生活交通の確保、災害対策など住民の安心・安全な暮らしを支える、幅広く実効性のある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

よって国は、次の事項を実現すること。

1、集落機能の維持は、人口減少の克服・地方創生の上で極めて重要であるが、単独の集落では様々な課題の解決が困難であるため、基幹的な集落を中心としたネットワークづくりを進め、地域資源を活用した地域産業の振興や日常生活の生活機能の確保等の取組みを推進することができよう、財政措置を強化すること。

2、集落を支援する人材の育成・確保等の対策の充実を図るとともに、集落の実態を踏まえ、辺地対策の要件を緩和するなど、きめ細やかな集落の維持及び活性化対策をこれまで以上に積極的に講じること。

3、町村の多様な財政需要を反映した市町村計画に基づき過疎対策事業債の所要額を確保し、過疎地域の主体的で多様な取り組み

を支援すること。

26、豪雪地帯の振興

豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。

2、「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に基づき、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。

3、高齢者・障がい者等の雪下ろし・除排雪等が困難な者を支援するため、建設業団体や非営利団体と連携した除排雪や、空き家の除排雪などの管理に係る地域の取り組みに対して財政支援措置を講じること。

4、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

5、豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として指定されていない地域においても、異常気象による大雪により集落の住民生活が脅かされる事態が発生していることから、地域の実態を調査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ道路対策、雪害防止対策の強化、迅速な復旧体制の確立等について万全の対策を講じること。

27、半島地域の振興

昭和60年に半島振興法が制定されて以

来、全国23の半島地域においては、それぞれの地域の振興対策に全力を挙げて取り組み、これまでに着実な成果が現れてきているところである。

しかしながら、半島地域は全国に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、また依然として交通基盤、産業基盤、生活環境、通信体系の整備等の面で多くの課題を抱えている現状にある。

このため、かかる現状を打開し、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から、産業振興や企業活動に関わる対策を講じるとともに、地域住民の生活の向上をはかるため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、新たな半島振興法に基づき策定された全国23半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点にたつて各種事業にかかる支援施策を講じること。

2、半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。

3、半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。

28、離島地域の振興

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

一方、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等も相俟って、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。

このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、幅広い総合的な対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。
1、離島振興関係予算の所要額を確保すること。

特に、法律により創設された「離島活性化交付金」については、事業計画に基づく事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保するとともに、弾力的な活用がはかられるものとする。

2、離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に關して必要となる新たな法制的整備を含め支援のあり方について検討すること。

3、離島におけるすべての移動コストを本土交通機関並に低減する方策を講じること。
4、医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

5、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、「ミニ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費」に対し、適切な措置を講じること。

6、離島が四方を海等に囲まれている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集团的移転の促進等、総合防災対策の充実をはかること。

7、離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。

8、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る観点から、特に重要な役割を担っている離島の保全及び振興に關する特別措置等を定めた「国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に關する特別措置法」に基づき、速やかに財政措置を講じるとともに、必要な予算枠を確保すること。

29、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に關わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきた。

しかしながら、職業の安定、産業の振興教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課

題の解決に向け、取り組みを積極的に進めることが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。

2、人権教育及び人権啓発に關する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講じること。

3、人権侵害の防止及び被害の救済に關する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

6、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等にかかる予算の執行の適正化に關する法律」の規制について緩和すること。

30、米軍機による低空飛行訓練の実施

米軍が日本において行う低空飛行訓練

は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。国は、その責務として、事態を正確に把握し、飛行訓練が關係自治体の意向を無視して実施されることがないよう、適切に対応すること。

31、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

32、竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。

33、尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

公明党・総務部会ヒアリングに 更谷副会長が出席

全 国
町 村 会

公明党は11月11日、総務部会を開催し、関係団体から平成29年度
予算・税制等に関する要望についてヒアリングを行った。本会から
は、更谷慈禧副会長（奈良県十津川村長）が出席し、地方交付税等
一般財源総額の確保など、町村にとっての重点事項を要望した。

更谷副会長は、現在町村は、地方
創生・人口減少の克服に向け、全力で
取り組んでいるとしたうえで、町村が
自主性・自立性を発揮し、施策を実施
するためには、継続的に安定した自主
財源の確保が必要であり、特に地方交
付税総額の安定的確保が不可欠である
と強調。「まち・ひと・しごと創生事

業費」の拡充、「歳出特別枠」の堅持、
地方交付税等一般財源総額の確実な確
保を要請した。

地方創生交付金については、でき
る限り要件を緩和するとともに、対象
経費等の制約をなくすなど自由度の高
い交付金として規模の拡充を求めた。
地方税制に関しては、①償却資産に



◆意見を述べる更谷副会長



係る固定資産税は、この税が町村財政
を支える基幹税であるため、28年度税
制改正において時限的に設けられた軽
減措置は今回限りの特例とすること、
②ゴルフ場利用税については、山林原
野が多く財源に乏しい町村にとって極
めて重要な財源であるため、現行制度
を堅持すること、③町村が森林吸収源
対策に取り組むためには、安定的・恒
久的な財源が不可欠であり、また28年
度税制改正大綱で森林環境税等の新た
な仕組みの検討が明記されたことから、
全国森林環境税を早期に導入すること、
④グリーン化特例の見直し等に係る地
方財源の確保として、車体課税が町村
財政に影響を及ぼさないようにするこ
と、自動車の保有に係る税負担軽減
の検討の際は地方財政の減収とならな
い前提で行うこと等を要請した。
参議院の合区に関しては、広範囲
における選挙活動の困難さや、選挙区
における投票率が過去最低を記録する
など、あらためて多くの問題点が明ら
かになり、地方創生に大きく逆行する
ものであるとしたうえで、都道府県を
単位として地域の事情や声を直接国政
に反映させる現在の仕組みが、広く国
民の中に浸透し、定着していることを
十分考慮し、早期に合区を解消するよ
う求めた。

暮らしの歳時記

十二月【師走】

● 正月始め 十二月十三日

お正月の準備を始める日。昔はこの
日からお正月用の餅つきや、しめ縄を
作るなどの準備が始まりました。今
でもこの日は煤払いや松迎えの準備を
します。旧暦では、十二月十三日は婚礼
以外は万事に吉とされてきました。そ
こで、年神様を迎える準備を始めるの
にふさわしい日とされ、正月事始めと
して定着していったようです。

● お歳暮 十二月初旬～中旬

日頃お世話になっている人に感謝の
贈り物をする日。これは先祖様を
まつり、子孫が食べ物を持ち寄って共
同飲食する御霊祭の名残といわれて
います。お祭りのあと、お供えたも
のを身内や知人に配った風習がお歳暮
に変化したのだとか。

● 年越し蕎麦

大晦日に縁起を担いで食べる蕎麦。
由来は諸説あります。蕎麦は細く長く
伸びるので、長寿を願ったものとする
説。金銀細工師が、金粉銀粉を集める
のに蕎麦粉の団子を使ったことから金
を集める縁起物とする説。蕎麦は切れ
やすいので、一年の苦労や借金を切り
捨て、翌年に持ち越さないよう願った
という説など。年越し蕎麦は年を越す
前に食べ切らないうと、翌年の金運に恵
まれないという言い伝えもあります。

地域農政未来塾 第2期生（平成29年度生）を募集

全国町村会

全国町村会では、地域農政未来塾の第2期生（平成29年度生）を募集します。

1 地域農政未来塾とは

農業・農村を取り巻く環境が大きく変化している中、地域の実情を把握し、農政の理論にも通じた農政担当職員の養成が喫緊の課題となっています。このため、地域の課題に気づき、学び、考え、提案し、実行できる農政担当職員を養成する本格的な講座として開講するものです。

【指導体制】

- ◎塾長（講義） 生源寺眞一名古屋大学大学院教授
- ◎主任講師（講義・ゼミ） 小田切徳美明治大学教授、榊田みどり明治大学客員教授、
荘林幹太郎学習院女子大学教授、中嶋康博東京大学大学院教授
- ◎客員講師（講義・実技） 約20名

2 地域農政未来塾の特徴

- 【特徴1】 少人数教育にこだわります。
- 【特徴2】 各界を代表する一流の講師陣から直接学ぶことができます。
- 【特徴3】 これからの農業・農村政策に必要な知識や能力を、幅広くかつ体系的に学ぶことができます。
- 【特徴4】 受講生どうしや講師との人的ネットワークの形成ができます。

3 開講期間 平成29年5月～平成30年1月（全7回・各2日間）

4 内 容 ①約30科目の講義 ②主任講師によるゼミ指導
③現地調査

5 募集人員 町村等の職員 20名

6 応募方法 所定の応募書類を平成29年1月27日（金）までに都道府県町村会まで送付

◆募集内容の詳細及び応募書類は各都道府県町村会を通じ各町村に配布しております。また、町村専用ページ「町村.com」にも掲載しております（全国町村会HPからご覧ください）。

◆お問い合わせ先 各都道府県町村会または全国町村会担当者まで
【全国町村会担当者】

経済農林部 小野文明 f-ono@zck.or.jp
澤端義之 y-sawabata@zck.or.jp
Tel. 03(3581)0485 Fax. 03(3580)5955



TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金10,100円より

SINGLE ROOM

金曜日料金

15% OFF 8,600円より

土・日・祝日料金

20% OFF 8,100円より



ダブル 12 室
平日料金 13,700 円

DOUBLE ROOM

〈2名利用〉※1名利用の場合 11,400円

金曜日料金

15% OFF 11,600円

※1名利用の場合 9,600円

土・日・祝日料金

20% OFF 10,900円

※1名利用の場合 9,000円



ツイン 17 室
平日料金 19,000円より

TWIN ROOM

金曜日料金

15% OFF 16,200円より

土・日・祝日料金

20% OFF 15,200円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

和食 さいかち

全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

ホームページは [全国町村会館](#) 検索

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- タクシー東京駅から約20分

